

令和 5 年 生坂村議会

第 4 回 定 例 会 議 錄

令和 5 年 12 月 7 日 開会

令和 5 年 12 月 15 日 閉会

生 坂 村 議 会



## 告示第31号

令和5年第4回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月29日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期 日 令和5年12月7日

2. 場 所 生坂村議會議場

# 令和5年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

## 1日目

- 選挙
- 報告 1件
  - ・専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度生坂村一般会計補正予算(第6号))
- 事件案 1件
  - ・松本広域連合規約の変更について
- 条例案 9件
  - ・生坂村犯罪被害者等支援条例案
  - ・生坂村日岐防災公園設置条例
  - ・生坂村公営企業の設置等に関する条例案
  - ・生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案
  - ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する等の条例案
  - ・生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案
- 補正予算案 6件
  - ・令和5年度生坂村一般会計補正予算(第7号)
  - ・令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第2号)
  - ・令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第2号)
  - ・令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
  - ・令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
  - ・令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情の提出
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会	6 P
・選挙管理委員会委員の選挙	8 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	8 P
・報告の朗読説明	12 P
・質疑・討論、報告分の採決	12 P
・事件案の朗読説明	12 P
・条例案の朗読説明	13 P

・予算案の朗読説明	15 P
・総括質疑	17 P
・議案の委員会付託	17 P
・請願・陳情、委員会付託	18 P
・散会	18 P

## 令和5年第4回 生坂村議会定例会

令和5年12月7日 午前10時 開議

### 議事日程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	選 挙	生坂村選挙管理委員会委員の補欠選挙	
4	報告第14号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度生坂村一般会計補正予算【第6号】)	
5	議案第59号	松本広域連合規約の変更について	総務建経 委員会付託
6	議案第60号	生坂村犯罪被害者等支援条例案	社会文教 委員会付託
7	議案第61号	生坂村日岐防災公園設置条例案	
8	議案第62号	生坂村公営企業の設置等に関する条例案	
9	議案第63号	生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案	
10	議案第64号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例案	総務建経 委員会付託
11	議案第65号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改 正する条例案	
12	議案第66号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
13	議案第67号	生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する等の条例案	
14	議案第68号	生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案	社会文教 委員会付託
15	議案第69号	令和5年度生坂村一般会計補正予算【第7号】	関係部分 委員会付託
16	議案第70号	令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第2号】	社会文教 委員会付託

17	議案第71号	令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第2号】	総務建経委員会付託
18	議案第72号	令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】	社会文教委員会付託
19	議案第73号	令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第1号】	総務建経委員会付託
20	議案第74号	令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第1号】	社会文教委員会付託
21		総括質疑	
22		議案の委員会付託	
23		請願陳情の提出	
24		請願陳情の委員会付託	
		散会	

---

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

---

## ◎村民憲章唱和（午前10時）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を行いますので、全員、村民憲章の方を向いてください。

生坂村、村民は誇りと責任を持って、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。

我々、生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を議員全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

○議長（太田譲君） では、7番 平田議員の後に、ご唱和をお願いします。

○7番（平田勝章） 朗読。

○議長（太田譲君） ありがとうございました。ご着席ください。

---

## 開会 午前10時00分

## ◎開会及び開議の宣告

○議長（太田譲君） ただいまから、令和5年第4回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。

12月定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長（太田譲君） ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しております。これから、本日の会議を開きます。

---

## ◎議事日程の報告

議長（太田譲君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ◎報告

議長（太田譲君） はじめにご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり議員を派遣しましたのでご報告します。

次に、監査委員から、令和5年10月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧ください。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第125条の規定により、5番 字引議員、7番 平田議員を指名します。

---

### ◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2・会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。  
よって会期は本日から12月15日までの9日間に決定しました。

---

### ◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は、  
「生坂村選挙管理委員会委員の補欠選挙」と、理事者より提出されている  
報告第14号 専決処分の承認を求めるについて  
「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」  
議案第59号 「松本広域連合規約の変更について」  
議案第60号 「生坂村犯罪被害者等支援条例案」  
議案第61号 「生坂村日岐防災公園設置条例案」  
議案第62号 「生坂村公営企業の設置等に関する条例案」  
議案第63号 「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」  
議案第64号 「議会の議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」  
議案第65号 「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」  
議案第66号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」  
議案第67号 「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」  
議案第68号 「生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案」  
議案第69号 「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」  
議案第70号 「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」  
議案第71号 「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）」  
議案第72号 「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」  
議案第73号 「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」

議案第74号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」  
の報告1件、事件案1件、条例案9件、補正予算案6件の計17件であります。

---

### ◎日程3・選挙

○議長(太田譲君)　日程3・生坂村 選挙管理委員会委員の補欠選挙を議題としたいと思います。お諮りします。

この選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により議長の指名推選により行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君)　異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、丸山 政宏 君を指名します。

○議長(太田譲君)　お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君)　異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 丸山 政宏 君が選挙管理委員に当選されました。

---

### ◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君)　ここで、理事者より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君)　議長。

○議長(太田譲君)　村長。

○村長(藤澤泰彦君)　皆さんおはようございます。

令和5年第4回議会12月定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、師走に入り、大変ご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しましてご指導ご鞭撻をいただきますことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、国の今年度補正予算は、先月29日の参議院本会議において賛成多数で可決成立いたしました。デフレ完全脱却を目的とした政府の総合経済対策の裏付けとなるもので、一般会計の歳出総額は13兆1992億円に上りました。

歳出のうち、経済対策費は13兆1272億円で、このうち物価高への対応として、低所得の住民税非課税世帯を対象とする7万円の給付措置や、来年4月末まで期限延長を決めた電気やガス、ガソリン代の負担軽減策などに2兆7363億円、持続的賃上げ、所得向上と地方の成長などに1兆3303億円を盛り込みました。

また半導体の生産拠点の整備や宇宙分野の研究開発などの国内投資の促進に向けて、3兆4375億円を盛り込み、自治体情報システムの標準化共通化などの人口減少を乗り越える社会変革の起動推進に1兆3403億円、国土強靭化、防災・減災対策などの国民の安全安心の確保に4兆2827億円を計上しております。

当村としましては、議会のご理解をいただき、専決処分でお願いしました一般会計補正予算第6号により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込み、物価高騰に直面して影響を受けている村民の皆さん的生活の支援や消費拡大促進による地域経済の下支えのために、今年度2回目の第2次生坂村物価高騰対策生活応援商品券を村民の皆さん全員に1万円分を今月18日の週に配布するため進めています。あわせて、国からの重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を追加的に拡大したことにより、今回の専決処分では、1世帯当たり7万円を給付することも盛り込み、年内には振り込む予定で取り組んでおります。

次に、脱炭素先行地域づくり事業の進捗状況については、広報等でお知らせしておりますので、簡潔にご報告させていただきます。マイクログリッド事業では、接続を予定しています施設等の夏季電気使用状況調査および電力需給シミュレーションが完了しております。引き続き設備の設計や中部電力と配電線利用に向けた協議を行っております。

木質バイオマスの活用に向けた山林調査は、山林の適正な管理と森林資源の有効活用が両立できる仕組みづくりに向けて、10月には各地区の方に聞き取り調査を実施しました。また、やまなみ荘への木質ボイラー導入に向けて、村内の支障木や剪定枝等が燃料材として活用可能かを確認するため、木質チップの試作や燃焼実験を行っております。

オンラインPPAは民家事業所を中心に利用希望者をもとに調査確認を行っており、オフサイトPPAは10区との調整会議を行い、地区内での野立て太陽光パネルの候補地を計画していくために、区ごとの進め方が決まったところでございます。

生坂ダムの小水力発電は現地調査を行い、複数の発電設備や手法を検討して、国、県、東京電力と相談、協議を行いながら設計内容を決めていきます。

EV充放電設備の設置については、専門会社による村内の現地調査を行い、公用車のEV化については、現在の稼働状況を把握するため、運行状況調査を行っております。

古民家脱炭素リノベーションについては、事業設計に向けて空き家の調査、関係者の聞き取り等を行い、事業の手法や内容を検討しております。

事務局運営サポート業務は、合同会社 ヒッタイショ (HiTTiSYO) が上生坂旧窪田商店を事務所として開設し、相談窓口や施設訪問に対応しております。

下生坂雲根地区のいくさか創造の森では、コミュニティスペースを拡充し、松本山雅の皆さんにもご協力をいただき、ピザパーティーと森のレストランを開催し、村民の皆さんのが交流する機会を創出するとともに、村内外の皆さんに対し、脱炭素型ライフスタイルを提唱しております。以上のように着実に脱炭素先行地域づくり事業が遂行されておりますので、議員各位並びに村民の皆さんも当事業に関心を持っていただき、人口減少、少子高齢化などの課題を抱える当村の環境や未来の生活のために地域エネルギーの重要性を認識していただき、当事業にご理解とご協力ををお願いする次第でございます。

10月に農水省から採択され、今定例会に計上しております最適土地利用総合対策事業は、中山間地域における複数集落を対象に、地域の実情に即した農用地保全のための多様な取り組みを総合的に支援するために、5年間、ソフト、ハードの各種事業に交付金をいただき、実施をする予定で進めております。

そこで、基盤法等の改正法が施行されたことにより、市町村では将来の農用地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年3月までに策定しなければなりません。このため、最適土地利用総合対策事業を活用し、地域での話し合いにより担い手や地域で耕作する農地と今後維持管理が難し

い農地等を明確化した上で、土地利用構想を策定し、地域計画の着実な策定を進めてまいりたいと考えております。

村民の皆さんとの対話を重視し、村民主役の村政運営に努め、安全で安心して住みよい生坂村であり続けるために、様々な課題に対して、議員各位と検討協議をお願いしながら課題解決に向けて方向付けをしているところでございます。議員各位並びに村民の皆さんには引き続き、明日の生坂村のために格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告1件、事件案1件、条例案9件、予算案6件、の計17件であります。

#### 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

この報告は、「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」で既定額に3147万3000円を追加して、総額を23億2471万5000円とする補正予算の専決処分であります。本補正是、国の総合経済対策による重点支援地方交付金の補正予算で、主な内容は、歳入で、繰入金3147万3000円を増額し、歳出では民生費で1371万円、商工費1776万3000円を増額しております。

#### 議案第59号「松本広域連合規約の変更について」

この議案は、松本広域連合の処理する事務の変更を行うことについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により規約の変更を行うもので、地方自治法第291条の11の規定により構成市村の議会の議決をお願いするものであります。

#### 議案第60号「生坂村犯罪被害者支援条例案」

この議案は犯罪被害者等基本法に基づき、本村における犯罪被害者等支援に関し、基本となる事項を定め、必要となる施策を総合的に推進するための事項を定める条例案であります。

#### 議案第61号「生坂村日岐防災公園設置条例案」

この議案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき生坂村日岐防災公園の設置に関する事項を定める条例案であります。

#### 議案第62号「生坂村公営企業の設置等に関する条例案」

この議案は、地方公営企業法および地方公営企業法施行令に基づき、生坂村が経営する公営企業の設置等に関する事項を定める条例案であります。

#### 議案第63号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

この議案は、「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」で、車両の増車に伴う変更等のための条例の一部改正であります。

#### 議案第64号「議会の議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、一般職の給与改定に伴い、議会の議員の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

#### 議案第65号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、一般職の職員の給与改定に伴い、常勤の特別職の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

#### 議案第66号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、令和5年度人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定を行うため条例の一部を改正するものであります。

#### 議案第67号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」

この議案は、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の関係部分について改正を行う条例案であります。

#### 議案第68号「生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案」

この議案は生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案で、社会就労センターの管理を指定管理者に行わせるための条例の一部について改正を行う条例案であります。

### 議案第69号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」

この予算案は、既定の額に5735万7000円を追加し、総額を23億8207万2000円とする補正予算であります。

主な内容は、人事院勧告に伴う人件費、その他、特に急を要する経費の補正で、歳入では地方交付税1604万4000円、国庫支出金565万2000円、県支出金646万5000円、繰越金1008万1000円、諸収入219万7000円を増額し、歳出では、議会費101万8000円、総務費1217万円、民生費1578万4000円、農林水産業費2165万9000円、土木費579万円などを増額する補正予算であります。

### 議案第70号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定の額に763万9000円を追加し、総額を1億3991万円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で、使用料および手数料220万円、繰入金542万4000円を増額し、歳出では、経営管理費を763万9000円増額する補正予算であります。

### 議案第71号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は既定の額に182万3000円を追加し、総額を1億3179万4000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で、繰入金87万6000円を減額し、繰越金61万3000円、諸収入208万6000円をそれぞれ増額し、歳出では経営管理費179万9000円を増額する補正予算であります。

### 議案第72号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定の額に89万5000円を追加し、総額を2億5039万6000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で国庫支出金5,000円、繰越金89万円をそれぞれ増額し、歳出では保険給付費15万円、基金積立金74万5000円を増額する補正予算であります。

### 議案第73号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定の額に94万4000円を追加し、総額を9494万4000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で、繰入金59万9000円、繰越金34万5000円を増額し、歳出では経営管理費を91万円増額する補正予算であります。

### 議案第74号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定の額に2974万7000円を追加し、総額を3億2904万7000円とする補正予算であります。

主な内容は、国庫支出金43万7000円、繰越金2937万4000円を増額し、歳出では、総務費87万600円、保険給付費214万円、地域支援事業費540万6000円、基金積立金500万円、諸支出金1632万5000円をそれぞれ増額する補正予算であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（太田譲君） 挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎日程4・報告第14号

○議長（太田譲君） 日程4・報告第14号 専決処分の承認を求めるについて「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告第14号について、朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。

質疑、討論のある方の発言を許します。はじめに、質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 次に討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ質疑・討論を終結します。

---

#### ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第14号 専決処分の承認を求めるについて

「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第14号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

---

#### ◎日程5・議案第59号

○議長（太田譲君） 日程5、議案第59号「松本広域連合規約の変更について」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程6・議案第60号

○議長(太田譲君) 日程6・議案第60号「生坂村犯罪被害者等支援条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程7・議案第61号

○議長(太田譲君) 日程7・議案第61号「生坂村日岐防災公園設置条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程8・議案第62号

○議長(太田譲君) 日程8・議案第62号「生坂村公営企業の設置等に関する条例案」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります

---

### ◎日程9・議案第63号から日程12・議案第66号

○議長(太田譲君) お諮りします。

日程9・議案第63号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」  
日程10・議案第64号「議会の議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」  
日程11・議案第65号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」  
日程12、議案第66号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」  
の4件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、日程9・議案第63号から日程12・議案第66号の4件を一括議題とします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。  
○議長(太田譲君) 総務課長。  
○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります

---

#### ◎日程13・議案第67号

○議長(太田譲君) 日程13・議案第67号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。  
○議長(太田譲君) 健康福祉課長。  
○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります

---

#### ◎日程14・議案第68号

○議長(太田譲君) 日程14・議案第68号「生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(真島弘光君) 議長。  
○議長(太田譲君) 住民課長。  
○住民課長(真島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩を挟みたいと思います。  
再開は11時20分とします。

---

休憩 午前11時08分

再開 午前11時17分

---

### ◎日程15・議案第69号

○議長(太田譲君) 日程15・議案第69号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） （住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） （教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります

---

### ◎日程16・議案第70号

○議長(太田譲君)　日程16・議案第70号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（真島弘光君）　議長。  
○議長（太田譲君）　住民課長。  
○住民課長（真島弘光君）　（住民課長　朗読説明）  
  
○議長（太田譲君）　以上で朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程17・議案第71号

○議長(太田譲君)　日程17・議案第71号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君）　議長。  
○議長（太田譲君）　振興課長。  
○振興課長（中山茂也君）　（振興課長　朗読説明）  
  
○議長（太田譲君）　以上で朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程18・議案第72号

○議長(太田譲君)　日程18・議案第72号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君）　議長。  
○議長（太田譲君）　健康福祉課長。  
○健康福祉課長（松沢昌志君）　（健康福祉課長　朗読説明）  
  
○議長（太田譲君）　以上で朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程19・議案第73号

○議長(太田譲君)　日程19・議案第73号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。  
○議長（太田譲君） 振興課長。  
○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）  
  
○議長（太田譲君） 以上で朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程20・議案第74号

○議長（太田譲君） 日程20・議案第74号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。  
○議長（太田譲君） 健康福祉課長。  
○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）  
  
○議長（太田譲君） 以上で朗読説明を終りました。

---

#### ◎日程21・総括質疑

○議長（太田譲君） 日程21・これより総括質疑に入ります。  
日程5・議案第59号の事件案1件、日程6・議案第60号から、日程14・議案第68号の条例案9件、日程15・議案第69号から、日程20・議案第74号までの令和5年度補正予算6件の計16件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

---

#### ◎日程22・議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 日程22・議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。  
ただいま議題になっております日程5・議案第59号から、日程20・議案第74号までの、事件案1件、条例案9件、令和5年度補正予算6件の計16件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。  
よって、16議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎日程23・請願陳情の提出

○議長(太田譲君) 日程23・陳情5 第5号「「私立高等学校に対する公費助成」を求める陳情書」について議題にします。

---

### ◎日程24・請願陳情の委員会付託

○議長(太田譲君) お諮りします。

ただ今、議題となっている日程23の陳情1件の内容は、お手元に配付のとおりです。  
朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、日程23の陳情5 第5号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。  
ここで事務局に常任委員会付託案件表を配布していただきますのでしばらくお待ちください。

---

### ◎散会の宣言

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日8日金曜日の午前9時から再開し、一般質問を行います。

○議長(太田譲君) 本日はこれにて散会します。

起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時 25分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 5年 12月 7日

議長 佐々木 伸

署名議員 佐引文成

署名議員 幸田勝章

# 令和5年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

2日目（12月8日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 7人
- ・散会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
藤澤幸恵議員	12 P
字引文威議員	18 P
太田譲議員	23 P
平田勝章議員	31 P
山本吉人議員	43 P
島幸恵議員	49 P
・散会	59 P

# 令和5年第4回 生坂村議会定例会

令和5年12月8日 午前9時 開議

## 議事日程 【2日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		閉会	

---

**出席議員（8名）**

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

---

**欠席議員（なし）**

---

**説明のため出席した者**

**地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名**

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 今 溝 康 平 君
----------------	---------------

---

## 開議 午前 9時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

---

### ◎再開

○議長(太田譲君) これより令和5年第4回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力ををお願いいたします。

なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してあるとおりです。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 吉澤議員、1番 島議員を指名します。

---

### ◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に1番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番 吉澤弘迪です。

私は、「一星亭」の修復・復元とその活用について、のテーマで一般質問を行います。

「一星亭」は、憲法学者、平林正治博士の生家として知られていますが、300年以上経過した古民家であり、生坂たばこの商家として、たばこを保管する保管庫が屋内に現存する文化財として貴重な家屋であります。しかしながら、この家屋を管理する主人が、不在となつてから放置する期間が長くなり、一時、外国人の手に渡った貴重な家屋は、無配慮な手が加えられ、その後、外国人は、持ち堪えられなくなり、村がその所有を村民から懇願される次第となりました。村のご厚意により「一星亭」は村が所有することとなり、村内から貴重な文化財が消失することが免れました。

その後、村は令和元年に国に有形文化財の申請を行い、認可されて、一層の文化財としての価値を高めることができました。しかし、300年以上経過した古民家であることから、崩壊が起こり、早期にその活用方法を見いだし、家屋の修復・復元を行わないと、全てが崩壊してしまう危険性があります。

そこで、「一星亭」の修復・復元と、その活用方法について、教育長、副村長、村長にそのお考えをお伺いいたします。まず最初に教育長に、お伺いいたします。

「一星亭」を村が外国人から買い取ったのが、平成29年で、現在までに6年が経過し、その間、何も手が加えられませんでした。300年以上経過した古民家で家屋にも崩壊が見られ、今年は土蔵の一部が崩壊して危険であることから、取り壊しが行われました。他の部分に崩壊が見られ、早急に修復を行う必要があります。村では12月、1月に来年度の予算を策定する時期で、「一星亭」の修復・復元の方向性を出す絶好なチャンスですので、専門の建築家に依頼して、「一星亭」をどのように修復・復元したらよいのか、その費用はどのくらい必要か、どんな活用方法があるのか調査してもらって、その結果を参考に、今後事業を進める必要があると考えますが、いかがお考えになるか伺います。

また、教育委員会で修復・復元の方法、その費用、活用方法、国の補助金の利用などについて、内部検討調査を行って、その結果がわかっていたならば教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 8番 吉澤議員の質問にお答えいたします。

登録有形文化財旧平林家住宅「一星亭」の修復・復元、活用についてご質問いただきました。「一星亭」は、江戸時代に当時の庄屋を務めた平林家の住宅であり主屋は木造2階建て、延べ床面積485m<sup>2</sup>と大型の民家で、内部には当地で盛行したタバコの葉の乾燥が行われた作業部屋や風格のある座敷等も見られる貴重な歴史的建造物です。日本の近代化に重要な破産法の生みの親であり、東京帝国大学名誉教授や中央大学初代総長を務めた加藤正治先生の生家でもあります。貴重な文化財を後世にしっかりと引き継いでいくため、平成29年に村の所有とし、令和元年に主屋や土蔵など6棟が村内では初めて登録有形文化財に登録されました。

「一星亭」の活用につきましては、昨年度から「一星亭」活用事業検討会議を設け、検討を始めたところですが、今年度実施をいたしました村政アンケートでは、住民の皆様の6割以上が「一星亭」を知っていると答えていただいており、また、観光施設や食堂・カフェ、資料館、子どもの居場所など活用を望まれている方も6割となっております。

一方、解体も含め、活用を希望しないといった意見も2割から3割いただいたところです。議員ご指摘のとおり、「一星亭」は300年以上経過した建物であり、保存や活用に当たっては修繕の必要もあると考えております。歴史文化遺産は所有者が管理や保存を行っていくことが原則ですが、「一星亭」を後世に末永く残し、また活用をしていくには、何より地域の住民の皆様の理解や協力が不可欠と考えます。具体的な保存・活用方法の検討の前に、まずは当村にとっての「一星亭」の重要性、歴史的背景、現状などを地域住民の皆様に理解していただくこと、また「一星亭」の内部や周辺は長年手がつけられておらず説明用の資料等も整備されていないため公開ができない状況です。

「一星亭」を維持、周知していくための第一歩として、まずは建物や土蔵内部の整理や片付け、危険な箇所などの簡易的な修繕、学習会や講演会の開催、文化財紹介看板の設置、今年度、取り壊しました土蔵1棟の跡地の整備などを、県の地域発元気づくり支援金を活用して今年度から3か年で、「歴史文化遺産「一星亭」周知・再生プロジェクト」として行っていく予定です。

活用方法につきましては村政アンケートでも様々な意見や提案をいただいておりますが、村で推進をしております脱炭素社会構築に向けた取り組みや、地域のコミュニティづくりの拠点としての活用なども含め、幅広く検討していくことも必要ではないかと考えております。

教育関係分野では、加藤正治博士頌徳館や手狭となっている図書室の移設、子どもの第三の居場所としても活用ができるのではないかと考えております。教育委員会では、「一星亭」の修復や復元、保存に向けた具体的な内部調査を現時点では実施はしておりません。

また、文化財の保存や活用にあたりましては、「保存活用計画」を策定することが一般的になっており、「一星亭」についても、修復を含めた保存や活用方法の指針、考えをまとめた計画が必要ではないかと考えておりますが、まずは県の補助金元気づくり支援金を活用しながら保存の第一歩となる「歴史文化遺産「一星亭」周知・再生プロジェクト」をしっかりと進めてまいりたいと考えたいと思っております。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 教育長に再質問をいたします。

「一星亭」の活用と修復について、その他県、国の補助金等について、教育委員会では内部調査検討がなされておらないとのことですが、平成29年3月の定例会で、私は加藤正治生家「一星亭」の有効活用について一般質問を行いました。その際、村長の答弁がありますので、それについて紹介します。

まず最初に、修復費用ですが、28年の10月に地方創生拠点整備交付金を利用して、修復工事を検討した際に、総務課が工務店に依頼したところ、耐震診断で、建物が沓石の上に乗っているだけであり、復元と歪みを矯正するだけで約1億円が必要である。また、利用目的に応じて費用は費用対効果を考慮すると、使用に必要な箇所のみを改修するシェルター方式であれば、費用は少額に抑えることができると述べられております。

これは村が「一星亭」を所有する前の調査で、内部の調査ができなかったという場合でございます。他には修復費用の資料はありませんが、「一星亭」の内部の構造について、有形文化財を登録した際に、業者に委託して調査をした資料と信大工学部の学生の卒業論文で詳しくることができます。これが今まで残っている資料です。

それからもう一つ、「一星亭」の活用について、村長は加藤正治頌徳館の展示物とタバコの資料を生家に移したらどうかと提案されております。

それからもう一つ修復の財源についてはですね、県や国に確認したところ、古民家を利用して文化財を目的に改修する事業は、今のところなく、過疎債の対応でせざるを得ないと述べられております。これが「一星亭」に関する修復等の資料でございます。

以上の事項から29年に村の「一星亭」を購入して以来、現在まで修復・復元の費用、活用については、何ら詳しい調査検討がなされていないというのが実情でございます。私が心配することは、早急に修復また耐震化を行わないと家屋が崩壊してしまうということです。中でも300年以上の木造建築で、28年に調査したように、耐震性は低く、大きな地震があると、家屋全体が崩壊する危険があります。

以上のことから、修復・復元を早めるために、県の元気づくり支援金の「「一星亭」周知・再生プロジェクト」、同時に並行して、私の提案する修復調査、活用方法の検討を行うことを提案いたしますが、教育長はいかがお考えになるか、お答えをお願いします。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問いただきました。

「一星亭」現在ですね、建物ですが、建物は使用してしないとやはり年々古くなってしまいます。内部もだいぶ傷んでるということで、早急にいろいろ対策が必要かと思っております。議員ご指摘のとおり「一星亭」を修復するにはやはり多額のお金が必要と見込まれております。教育委員会でも、先ほど答弁申し上げたとおり具体的な数字は教育委員会の方ではつかんでございませんが、いずれにしても使っていくためには、補修それから耐震工事といったものが必要と考えておりますので、多額なお金がかかるということで、すぐにはやはり着手は難しいのかなと思っております。私が教育長に着任してから「一星亭」、村民の方にもなかなか知られてない、といったような事柄もございましたので、まず村民の皆様に「一星亭」の存在をきちっと認識をしていただくといったことがまず必要ではないかと考えております。

それから、ただ何もしないとやはり建物自体は悪くなってしまいますので、簡単な修繕であるとか、内部の片付けからまずは着手することが必要ではないかと考えておりますので、本年度、県の元気づくり支援金を活用して「「一星亭」再生・周知プロジェクト」の方を始めさせていただいたところでございますので、並行して大きな事業をやっていくという考えは今のところは持ち合わせておりません。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 私が先ほど申し上げましたように、一番は崩壊してしまうことが一番心配である。この崩壊を防ぐための修復工事というのは、先ほど教育長も心配された、その費用の原資を集めることが必要であって、それにはおそらく二、三年かかるではないかということでございますので、これから副村長、村長に、私もじっくりそのことについて議論を申し上げますんで、えらい慌てなんで結論を出さずにそれを聞いて、また手法をお願いしたいと思います。

それでは、次に副村長にお伺いいたします。

教育委員会の「一星亭」の修復・復元の調査で、その費用・修復・復元の方法が決定すれば、次の作業として修復・復元の費用を調達することを考えなくてはなりません。財政に厳しい当村にとっては、「一星亭」の修復・復元には多額な費用が必要となりますので、村の財源を使用することはできるだけ避けなくてはなりません。できれば、国の補助金またはふるさと納税・クラウドファンディングを利用することが適当であると考えます。

令和4年9月の定例会の私の一般質問に副村長は、「一星亭」の修復費用の財源として、クラウドファンディングを利用するのも一案であると答えられています。ふるさと納税のサイトを利用して、全国の中央大学の卒業生、平林正治の関係者から広く寄付を募ることも一案であると思います。この場合、ふるさと納税を利用するか、クラウドファンディングを利用するか、二つの選択肢があると考えますが、どちらの方が「一星亭」の修復の原資として、適しているかお伺いをお伺いします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、8番 吉澤議員の質問の登録有形文化財旧平林家住宅「一星亭」の活用方法が決まった際の修復・復元費用等の調達方法についてお答えをいたします。

先ほど教育長の答弁にありましたように、今年度から実施しております「歴史文化遺産「一星亭」周知・再生プロジェクト」でも、県の補助金である地域発元気づくり支援金を活用しておりますが、修復を含めた保存、また今後の活用内容によっては多額の費用が必要となることが見込まれております。

文化庁によりますと、文化財保護のための資金調達の手段としては、指定寄附金制度、クラウドファンディング、財団法人等からの助成、地域活性化ファンドからの投資、ふるさと納税制度、企業版ふるさと納税制度等企業からの支援、などがあるとされています。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。自分の生まれた自分の生まれ故郷に限らず、全国どの自治体にでもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄付金の使い道等を見た上で応援したい自治体を選ぶこととなります。寄付金の使い道については、多くの自治体では、ふるさと納税を行った本人が、使途を選択できるようになっています。現在では、使途をより明確にしたクラウドファンディング型ふるさと納税を行っている自治体もあります。また、クラウドファンディングは、不特定多数の人がインターネットを通じて、他の人々や会社、各種団体に資金提供などをを行うことを指す言葉でソーシャルファンディングと呼ばれることもあります。

明確な定義があるわけではなく、様々な解釈がありますが、一般的には「何かを実現したい」というプロジェクトを立ち上げた人や、会社・法人に対して、不特定多数の人が寄付・購入・金融といった形で金銭的に支援をし、発案者は、これまでの手法では、資金調達が難しかった「社会的な課題の解決」をそれぞれ得た金銭を使ってプロジェクトを実現していくといったイメージで定着しています。

クラウドファンディングは、寄付型と購入型と呼ばれるものがあり、寄付型は、基本的にはリターンとして、モノやサービスの提供は必要ありません。購入型はリターンとして、商品やサービスなどの対価性のあるものを、支援者に提供する必要が出てきます。

登録有形文化財平林家住宅「一星亭」の修復・復元については、登録有形文化財の保護に関する国、文化庁でございますが、の補助金では「登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助金」があり、保存活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費および登録有形文化財建造物の公開活用に要する経費が補助金の対象となっています。

一星亭は当村の重要な文化財であるとともに、国の登録有形文化財であることから、文化庁の補助金の他、当村ゆかりのある方、歴史文化遺産の保存に関心のある方など幅広い方からの支援も求めていくことが良いのではないかと考えております。

文化庁によりますと、文化財の保護にふるさと納税を活用して、活用した事例として広島県福山市による福山城跡や福山鞆町伝統的建造物群保存地区の保存事業があります。

また、クラウドファンディングは、青森県黒石市にある江戸時代に建てられた酒蔵を、コミュニティースペース、カフェ、宿泊施設等に活用するため、改造経費の一部にクラウドファンディングを活用した事例があります。

文化財の保護に関わる資金の調達には、複数の方法を検討していくことが望ましく、文化財の補助金の他、吉澤議員ご指摘のとおり、ふるさと納税やクラウドファンディングにより資金を調達することが現実的な方法と考えます。

それぞれ具体的な修復や活用方法を検討する際に実施する事業規模により併せて検討していく必要がありますが、村として実施していくのであれば、当村の関係者や当村にゆかりのある方、当村のファンの方など、幅広く支援を求めるため、「ふるさと納税制度」の活用に併せ、加藤政治先生が中央大学の初代総長や松本中学、現在の松本深志高校の初代同窓会長を務めていたことから、そういった関係者の方と連携して支援を求めていく場合は、クラウドファンディングの活用もあるのではないかと考えます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 副村長に再質問いたします。

上野の国立博物館の再建にクラウドファンディングを利用したところ、予想以上の応募があつたとニュースで報じていました。副村長に、今回新たに提示された登録有形文化財建造物修理等事業国庫補助金があると言われましたが、この補助金について、「一星亭」の修復に活用できるかどうか、今後詳しい調査をお願いしたいと思いますし、教育委員会と一緒に内部検討をお願いしたいと思います。

また、29年の3月の村長の答弁の中で、国、県の補助金がなければ過疎債を活用することもやむを得ないと言われておりましたが、村の財政状況を考慮して、できるだけ改修の原資は、クラウドファンディングやふるさと納税で賄い、不足分を、過疎債で活用するのが一番良い方法ではないかと現在のところ私は考えております。いずれにせよ、寄付事業を行うには、村と顕彰会と2者が協力しなくては事業ができませんので、今後顕彰会の内部で村の助言を得て、今副村長の言われた内容について、さらに検討することが必要かと思います。

そこで副村長にお伺いします。今後「一星亭」の修復費用について、クラウドファンディングやふるさと納税を行いますが、その寄付事業を行う場合に、村ではどこの部署が担当してくれるかお伺いいたしたいと思います。

さらに2番目に、「一星亭」は村が購入して現在公共建物となっていると思いますが、したがって、公共建物に耐震性が問題になれば、耐震工事をすることが義務化されていると思いますが、このことについての見解をお願いいたします。二つのことについてお伺いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、ただいまの質問に対してお答えをいたします。

ふるさと納税およびクラウドファンディングを行う場合の担当課についてありますが、ふるさと納税およびクラウドファンディングを行う場合の担当課については、現在、ふるさと納税を担当しておるのが、総務課が行っていますので、実施事業により担当部署を分けるのは、事務が煩雑になりますので、一括して現在の担当課が行うのが良いではないかと私は考えます。

また、「一星亭」の耐震化についてですが、「一星亭」は江戸時代に建築され、300年を経過している建造物であり、活用に当たっては、地震の際の倒壊等を防ぐための耐震工事の実施が必要と考えております。これは吉澤議員の考え方と同じでございます。お尋ねにありました耐震化に関する費用については、正式な積算や見積もりは行っておりませんが、先ほど吉澤議員言われたように、前回に調査したところ、多額の事業費がかかると存じ上げております。このために、耐震補強工事については「一星亭」の活用方法が決まり次第これにあわせて耐震補強工事をやっていけばというふうに私は考えます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今副村長のお答えの中で、「一星亭」の耐震工事は、活用方法が決まれば、即やらなければいけないということですので、先ほど、教育長との議論の中でいろいろありましたが、いずれにせよ、修復は遅くてもいいが耐震工事だけは早くやらなきゃいけない、そういうことが結果でございますので、いずれにせよ、修復なり、耐震工事をやることは、あまり時間をおくことができないということですので、今後そこら辺のことを参考にして、検討をお願いしたいと思います。

次に村長にお伺いいたします。最後に、平林正治顕彰会の今後の存続について、会の運営になにかとご協力をいただいて、顕彰会の顧問になっていたいっている村長にそのお考えとご意見をお伺いいたします。

加藤正治博士の顕彰会は、平成23年に村内の博士の業績を顕彰しようとする有志の方々が集まって結成されました。その会は博士の、学長を務められた中央大学の和楽部の演奏会の開催、博士に関する資料、掛軸、書籍、写真等を中央大学や博士の縁者、村内の会員、村民の方からお借りして、農村資料館に展示して、立派な加藤正治顕彰館を設置することができました。

また、会員の建築会社の方にご協力により博士の顕彰碑を忠魂碑の横に建立し、中央大学の学長、博士の縁者をお招きして、盛大な完成式を挙行いたしました。顕彰会がこのように短期間に大きな事業が実施できましたのは、村長をはじめ教育委員会のご協力、また亡き平林雅雄会長の顕彰事業に対する熱意と人徳、当時の事務局を務められた教育長の献身的なご協力があったからであると心から感謝を申し上げている次第です。

しかしその後、不幸にも平林会長が亡くなられ、事務局の教育長が辞任されたことにより、会の権取り役を失い長いコロナ対策で、会合はできず、今は会が休会状況にあります。会の存続について、会員も高齢化して亡くなられた方もいることから、解散すべきという人もおりますが、私は会が今解散すると「一星亭」の修復・復元が困難になりますし、我々の先輩から受け継いだ博士の顕彰の意思が頓挫してしまうので、ぜひとも会を今後存続して博士の顕彰事業を続けていただきたいと思っております。

休会する会を続行するためには早急に役員会、総会を開催して、会長をはじめ役員を決定し、会の事務局を改めて教育委員会に委託し、今の事業計画について協議する必要がございます。会長には今後寄付事業がスムーズに行われるために、中央大学の卒業生で、博士の顕彰事業に関心を持ち、行動力のある年齢の若い人に委任し、今後会に若い人たちが加入できるよう配慮する必要があると考えます。

また今後の寄付事業は広範囲から寄付が行われるよう、中央大学のOBの弁護士、中央大学と相談してその方法について協議することも必要と思います。以上顕彰会の今後の存続について、寄付事業を含めて私の考えを述べましたが、村長のお考え、ご意見はいかがであるか、お伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。

顕彰会の今後の存続とその役割についてというご質問でございますが、加藤正治先生は明治4年に当村の平林家に生まれ、ヨーロッパ留学を経て、東京帝国大学教授、中央大学学長や初代総長を歴任され、近代日本の法学の権威、教育者であるとともに「犀水」と号し、村内にも「歩々ゆるく 遅きは克たむ 富士詣」に代表されるような、句碑が多くあるなど、多くの門人を持つ俳人でもございました。

吉澤議員ご指摘のとおり、私が顧問を務めさせていただいております法学博士加藤正治（犀水）先生顕彰会は加藤先生の遺徳および業績をたたえ、加藤先生の精神の普及を通じまして、村民の皆さんのが住みよい地域づくり、文化の発展向上を目指し平成23年に設立をされました。会の設立からこれまで、顕彰会および会員の皆さんには加藤先生が、学長や総長を歴任された中央大学と連携をした取り組みや、顕彰碑の建立、加藤正治博士頌徳館の開設などにご尽力をいたしており、こうした会や会員の皆さんを取り組みに改めて感謝を申し上げます。

村でも加藤先生が功績や生涯についてわかりやすくまとめた、より多くの村民の皆さんに知つていただくため、B & G財団の助成金を活用しました「漫画加藤正治物語」を刊行した他、先月

26日まで、頌徳館では第3回の企画展を開催しており「加藤正治展」を昨年度から今年度にかけて3回開催させてきていただいたところでございます。

また、先ほど教育長が答弁申し上げましたが、今年度からは県の地域発元気づくり支援金を活用して、加藤先生の生家であります「旧平林家住宅「一星亭」の再生・周知プロジェクト」に着手したところでございます。

「一星亭」の保存や活用に当たっては、会や会員の皆さんも積極的に関わり、一緒に取り組を行っていただきたいと考えているところでございますが、会員の減少や新型コロナウィルス感染症の影響などにより、会の活動が休止となっていることを承知しているところでございます。吉澤議員ご提案の内容も含め、今後の会員の確保や事業の実施方法などについて検討を行うため、教育委員会が事務局となり、これまで役員を務められていた会員などを中心にお声掛けをして、総会の開催に向けた会合を行うなど、準備を進めていく必要があると考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長には貴重なご意見をありがとうございました。

続いて村長に再質問をいたします。元気づくり支援金の「「一星亭」周知・再生プロジェクト」で「一星亭」の環境整備をすることには私も賛成いたしますが、今後「一星亭」の活用で必要なものがありますので、くれぐれも慎重にやってほしいと思います。

23年の顕彰会の結成以来、ずっと「一星亭」を私は見守ってまいりましたが、私の最も心配することは、300年以上を経過した古民家であることから、家屋が風雨に晒されて毎年崩壊が著しく、さらに29年に家屋を使用させた結果について村長が述べられているように、しっかりした基礎の上に、木造家屋が建てられていないことから、耐震性が非常に低く、大きな地震があれば、全崩壊してしまうのではないかという心配です。過去にも北陸地方で地震があり、お寺や木造建築のお寺や古いお宮が全崩壊した例があります。一日も早く耐震化を含め、修復に手をつけて崩壊を防げないかということが本当の私の願いであります。

全部を一度に修復するのではなく、工務店の方の言われるよう、必要な部分を残し、限定して何回にも分けて修復をすれば、多額な費用も分散できるのではないでしょうか。

また、活用方法については、教育長や村長の言われているように、資料館に利用するのも一つの方法で、今の農村資料館の資料を「一星亭」に移し、加藤博士の生家との古民家と資料を同時に見てもらうと、「一星亭」の重要性が住民にも見てもらうことができます。

そこで、私達議員は29年に長崎県の小値賀町を見学しましたが、町の鯨漁の網本の家が古民家として有形文化財に登録されており、そこでは土蔵を改修して内部に鯨漁の漁具を展示していました。それを参考に、「一星亭」も土蔵を改修して1階に加藤博士の資料館の展示し、さらに2階に書道、写真、工芸品など、村民の展示物を展示すれば広く村民にも利用してもらいますし、母屋にはご飯を炊いたかまどや炉端が残っていますので、それを利用して、かまどでご飯を炊き、炉端でおやきを焼く古民家生活の体現館として利用できますし、母屋の座敷は同時に講演会や講習会に利用し、全体をカフェ方式で、運営すれば、広く住民にも利用してもらえるのではないかでしょうか。さらに庭は整理して、日本庭園として、今の忠魂碑にある顕彰碑を庭園に移設するも、するのも一つの方法ではないかと思います。今私の提案した改修方法と活用方法について村長はいかがお考えであるか、お考えをお伺いしたいと思います。

またさらに改修の一部を今後、元気づくり支援金を利用して実施し、耐震化診断を行い、耐震工事を行って、同時に改修することが可能であるかどうか、お考えをお伺いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。

土蔵を改修する、またかまどを使った古民家生活、それから全体のカフェやまた庭に移設するようなご提案をいただきました。

教育長、先ほど答えたとおり、いろいろな活用方法が今まで出ております。また、「一星亭」活用事業検討会議でも多くの活用の方法を協議してまいりました。

まずは、今年度から始まりました「歴史文化遺産「一星亭」周知・再生プロジェクト」をしっかりと進めながら、今、吉澤議員からご提案いただいたいろいろなものも参考にして決定をしていければと思います。また修復関係でございますが、「一星亭」の保存や活用に係る補修や改修にあたりましては、専門の業者に設計委託や工事等を依頼する可能性が高くなっていくと思います。そうしますと、先ほど副村長が答弁をしたように、文化庁の補助金や吉澤議員ご提案のふるさと納税やクラウドファンディングを活用して、行った方がいいと考えます。やはり県の地域発元気づくり支援金につきましては、今年度実施しております周知プロジェクトの他に、生坂村ではいろいろな取り組みを行っておりますが、立派な古民家が崩壊してしまうということが一番の心配でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) ご意見ありがとうございました。私はですね、いずれにせよ何回も申し上げますが、立派な古民家が崩壊してしまうということが一番の心配でございます。

今議論の中で出てまいりました耐震性という問題が初めて皆さんも再認識されたのではないかと思いますので、いずれにせよ専門の建築家にお願いして、どのように修復したらいいか、それから耐震がどうすればいいかっていうことを早急にこれは調査をする必要があると思いますので、先ほども申し上げましたように、教育委員会では、今年の来年度の予算を策定する時期でございますので、できればそこら辺のことを含めて予算の中にいれていただければこの修復の方向性もできて、我々も非常に安心をする次第でございますが、ぜひそのような方向でお願いをいたしたいと思います。以上で私の質問は終わりります。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとります。再開は10時とします。

---

休憩 午前9時48分

再開 午前10時00分

---

○議長(太田譲君) 再開します。一般質問を続けます。次に3番 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 3番 藤澤幸恵です。通告に基づき、一般質問します。

今回は、今回もやまなみ荘について質問をしたいと思います。生坂村のやまなみ荘というのには、やはり村民にとっても村にとっても大切な施設だというふうに感じています。その中で過去にも度々議員が一般質問でやまなみ荘について行う事ございました。前回の一般質問で私、人材不足のことについて少し質問や提案をさせていただきましたが、今回は大きい括りの運営という全体的なことについての質問をしたいと思います。

まず最初に、やまなみ荘の今年度の収支決算の見込みについてどのような状況になっているか教えていただきたいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、3番 藤澤議員のやまなみ荘の今年度の収支決算の見込みについての御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度の中間状況ですが、令和4年度と今年度の同時期の11月現在の宿泊者数、日帰り宴会者数、入浴者数の比較は宿泊者数と入浴者数については、ほぼ同じような来荘者数ですが、日帰り宴会者数につきましては、令和4年度の倍以上になっておりますし、12月は未確定ではありますが、550人ほどで、1月は新年会、それ以降も前年度を上回る多くの皆様からご利用いただけるよう、対応していきたいと思います。

年間の日帰り宴会者数につきましては、約4,000人前後となる予測です。また、10月末の収入全体、収入額全体では令和4年度に比べ約120%の伸びとなっております。

このようなことから、令和5年度の決算見込み額は、使用料で、令和4年度と比べ1400万円増の9200万円程度になる見込みですが、歳出では、物価高騰等の影響もあり、繰入金については、1150万円前後の繰入で、歳入歳出ともに合計額が1億400万円前後となる見込みとなっております。以上、答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。

コロナの影響もありまして、なかなかお客様が呼べない、そういう時期を越えて令和5年度に入り、だんだんと人の動きも通常の動きに戻ってきたというふうなことで前年度と比べると売り上げや利用者の数も上がっているんだなというふうに見ることができるんですけども、その前、コロナ以前のやまなみ荘の運営状態、運営状況と比較してみると、徐々に繰入の額が増えてきてしまっているというところで村民の方や議員からもその辺の指摘があるのかなというふうに思っているところでです。

それ以前は1億円、1億1000万円ぐらいの収入があると、500万円ぐらいの繰入で福祉センターとしての意味も込めて、いい運営状況だったかなというふうに思うんですけども、今後というか今もそうなんですかけども、物価高騰でいろんな光熱費だの材料費だのお金が以前よりもかかるようになってきたというところで来年度以降どのぐらいの収入を見込めば、繰入金500万円前後で運営ができるのか、その辺の考えがもしあれば教えてください。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは藤澤議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、現在コロナが5類になり、客足もどんどん伸びてきているような状況でございます。コロナ前に比べますと、やはり客数、来荘者数についても、まだまだそこまで伸びてきてはおりません。参考までですが、先ほど日帰り宴会者数について4,000人前後というようなことでお答えしましたが、令和元年度等につきましては全体で6,000人くらいに、6,000人強というような状況となっております。それ以前の年度につきましてはかなり多く来ていただいているということでございます。大勢来ていただければそれなりの収入となってくると思います。

金額等についてどのくらいで繰入額が500万というようなことになるか、というご質問につきましては、すいません、明確にはお答えはちょっとできないまだ状況ではありますけれども、1億2000万とか、1億3000とかそういうような数字になってくれば、繰入額もどんどん減ってくるのではないかというように考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 私も以前の収支決算等資料をいただいて、今課長の答弁あったとおりかな、というふうに私なりにも考えてみました。コロナ禍に入ってから今までやったことのないテイクアウトだとか道の駅での販売等をいろんな策を講じて本当にコロナ禍以前よりも食堂なんかの売り上げとか利用客なんかはすごく増えていると思うので、他の宿泊や宴会等がこれで体制が整っていけば決してできない額ではないのかなというふうに感じています。

次の質問に移ります。今回村民アンケートということでやまなみ荘についても指定管理制度で行っていた方がいいのか、村営で行っていた方がいいのかというようなアンケート調査をしたところで、私も村のホームページの方でアンケート結果の方を見させていただきました。その結果、それから自由記載の方でご意見等あったと思うんですけども、そちらの結果を受けて、今後、運営方針についてどのような方針で行っていこうとしているのか、考えを聞かせてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3番 藤澤議員の質問にお答えいたします。

運営方針、特に指定管理者制度についてのご質問でございますが、8月25日から9月11日までに、村内の全世帯を対象に行いました村民村政アンケートは666世帯に配布をし、72.6%の世帯から回答をいただきました。アンケートにご協力いただきました村民の皆さんにお礼を申し上げます。このうち、やまなみ荘に関するアンケートでは、今までどおり、村が運営した方が良いとお答えをいただいた方が、283件で64%、指定管理者制度により運営した方が良いとお答えいただいた方が、126件で28%、その他の方が33件で8%という結果になりました。アンケートで寄せられたご意見では、やまなみ荘がなくならないようにしてほしい、なくなると困るといったご意見をいただいております。また、運営面ではマンネリ化している、対応も悪い、というご意見も頂戴をしたところでございます。

やまなみ荘は、都市住民との交流の場として必要な施設ですが、一番は多くの村民の皆さんにご利用いただく憩いの場として、必要不可欠な施設だと思っております。指定管理者制度への移行については、多くの方が、村直営での運営を望んでおりますので、直営で行っていくよう、やまなみ荘運営委員会や議員各位と協議をして決めていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 指定管理を受けず、村営でやっていくということで、理解しました。

次に施設改修についてです。施設も老朽化も進んでいる中で、お風呂等シャワーの出が悪いだとか、そういうような要望や、意見が利用者の方々からも、よく出ているので、耳にするところなんですけれども、生坂村脱炭素事業が始まりまして、やまなみ荘の浴室のボイラーも木質チップでというような情報が出されていますけれども、全体の施設の改修、その辺も見通しがあれば教えてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは3番 藤澤議員の質問にお答えをいたします。施設改修の方向性というご質問でございますが、施設改修につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、熱源としましては脱炭素先行地域づくり事業によりまして木質バイオマスボイラーについて、今年度設計をして来年度建設をする予定で進めております。そして、当事業ではその他に改修として省エネに繋がる照明や空調の更新、気密性向上のサッシや壁の改修などの設計を令和6年度に行いまして、工事については、令和7年から8年度を予定をしているところでございます。また、風呂やその他の改修の必要な箇所につきましては、過疎対策事業債を活用して令和6年度に設計を行い、令和7年度から8年度に工事を実施するよう計画をしていきたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ボイラーの方は木質、バイオマスボイラーに移行していくということでわかりました。村民が必要である、なくなつては困ると言われているこの施設なんですが、今後どのぐらい施設として利用、何十年というか、どのぐらいの期間この施設としての利用ができるのか、あと10年もつか、20年もつか、その辺を考えたときに、近い将来では、緊急に必要な修繕箇所だつたりそういったところを過疎債を使って直していくのですが、もう少し将来を見たときに本当に縮小をしていくのか、それとも、もう、建物が限界が来るまで頑張ってそれから新築で別の施設を、建設するのか、その辺の見通しとか考えとかがもしあれば、教えてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 運営委員会や毎月の定例会でも藤澤議員もご参加いただいて、協議をしておりますが、鉄骨があと20年ほどで60年になるということで、それ以上はあの建物を使うのは難しいんではないかと私は考えております。

そういう点で、今回の脱炭素事業で活用できる部分は改修をしながら、過疎債について、もう本当に緊急的に必要な部分を改修できればと考えております。あまりお金をかけられる状況じゃないですので、でもやまなみ荘は生坂村の必要な施設ということは、議員と同じ考え方でございますんで、そちらの方もまた藤澤議員も一緒に協議をしていただきながらご指導いただければと思います。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 本当にあと20年ぐらいってことですので、今ある施設を大事に使いながら運営をしていっていただきたいというふうに思います。

次の質問なんですかけれども、来年度以降のことなんですが、また運営についてどのような運営を行っていくか、そういった中で何か課題になっていることとか問題となっていることがあれば、そちらの方も教えてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3番 藤澤議員の質問にお答えをいたします。

来年度以降どのような運営をしていくのか、また課題等についてのご質問でございますが、新型コロナウィルス感染症が5類に移行してからは、コロナ禍前にご利用いただいていたお客様も徐々に戻ってきておりまして、宴会者数はコロナ禍前の令和元年度と比べ、今年度の方が多かった月もございました。

課題につきましては、現在はコロナ対策として週1日の休館日を設けた営業体系となっておりますが、来荘者数の推移から以前のような月1回の休館日といった営業体系に戻していくべきと考えているところでございます。

しかし、以前の営業体系に戻していくには、議員ご指摘のとおり、現在の人員配置や勤務形態などを見直す必要がありますが、現時点では仲居業務について、人員不足のため、仲居兼ホールスタッフについて、現在人材派遣会社からスタッフを派遣いただきながら、お客様のサービス低下にならないように、働く環境も考慮しながら、多くのお客様を、迎えられるような体制を整えたいと考えているところでございます。

また、アンケートでは、運営面でマンネリ化している対応も悪いというご意見も頂戴しております。今年度から農林水産省の補助事業の農泊推進対策事業を活用しまして、生坂農業の未来創りプロジェクト会議の委員各位で輪島市の里山丸ごとホテルや、能登町の春蘭の里において特色のある運営方法を研修してまいりました。この視察研修には、やまなみ荘所長の住民課長も同行しまして、研修を行ってまいりましたので、やまなみ荘に取り入れられる良い内容を取り入れ、マンネリ化しないように取り組んでいきたいと考えております。

そして道の駅 いくさかの郷 につきましても、アンケートでは70%の方が村での運営を希望しておりました。村営 やまなみ荘 および道の駅 いくさかの郷 は当村にとって必要な施設で、両施設とも、サービス業としてお客様からの売り上げでの運営が基本でありますので、村営 やまなみ荘 と道の駅 いくさかの郷 の運営につきましても、より一層、連携ができないか検討したいと考えております。

このような取り組みを行っていき、あわせてお客様ファーストの意識で接客をするよう、再度職員の意識改革やマンネリ化と思われないような形で、努めてまいりたいと考えているところでございます。以上答弁といたします

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 施設は、もう大きなりニューアル等はできない。それから人員不足については、今回初めて人材派遣会社にお願いをして、スタッフを入れていただいたようです。それをして職員の意識改革も行いながら、お客様に満足してもらえるように運営をしていくということなんですかけれども、今までも、そのために運営委員会や定例会でも、我々もいろいろ意見や、要望だとか、そういった話をしてきたんですけども、何て言うんですかね、やはりそういった大々的な過去にあった大きなりニューアルでは、やっぱりお客様が、そのときは一気にぼ

っと集まって売り上げも当然伸びた、そういったもうこういうなんていうんですかね、特別なことがない限りは、やはりこの日々の経営っていうか運営、日々の仕事っていうのがすごく大事になってくると思うんです。マンネリ化というような言葉も村民の方から出てきてはいるんですけども、あんまり変化ばかりあればいいかっていうと、それでもないというふうに思うし、やはり、やまなみ荘は村営ですけれども、村長、副村長が毎日やまなみ荘で現場に入って仕事ができるわけではないですし、もちろん所長である課長も毎日そこに行って状況を見れるわけではないですし、我々も定例会や運営委員会で出ても、日頃の状況を見ることができなくて、何かの際で利用したときに、その一部分をこう見るということしかできません。そういった中で、やはり働く側としても、普段を知らないところから意見をこう述べられたり、こうした方がいいとか、ああした方がいいとかっていうふうに言われても、外からね、外から見たところなので、あんまり職員にも、伝わらない部分があるのかなという気がします。そこでもう何て言うんですかね、きっと、やはり素人の集まりですので、なかなかこれと言った経営の仕方とか、そういうものがやっぱり皆でいろいろこう考えてもわからないっていう部分がすごくあると思うんです。

なので、もちろん働く人材を確保するということも、もちろんそれはしなきゃいけないんですけども、トップに立って現場をしっかりと見てもらえる人材っていうのも、必要なんではないかなというふうに思うんですが、そういった方をやまなみ荘に入れて運営の状況だったり、そういうことを見てもう方をやまなみ荘に入れるっていうようなことはどうでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 藤澤議員の再質問にお答えをいたします。

やまなみ荘は現場は支配人や料理長や仲居頭という方たちが定期的に会議はしていることは承知しておりますが、所長もほぼ毎日は顔を出してますけど、そんなに長い時間いられないのが現状でございます。

そういう点で所長という専属の人材は私も必要だなと思ったこともございますが、人件費の問題であったり様々な点で躊躇してきた経緯もございます。そういう中でちょっと来年度に向けて、それらしき人材を今検討しているところでございまして、支配人も料理長も、一生懸命やっていただいているが、議員ご指摘のとおり、全体を見るというが必要でございます。

そういう点では、本当は所長にやっていただきたいんですが、住民課長を兼ねているということで、どうしても細かくは見れないというような形で現場からのご意見をいただいて、それに対して対応しているのが現状でございますんで、そこら辺を考慮しながら、令和6年度はそちらの方を、全体を見れるような人材を少し考えて、そんなような配置もできればと今検討しているところでございます。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） はい。そういった人材っていうのはどういうところから引っ張ってくるんですか。役場の職員としての採用からの専属の方なのか、どうなんですかね。

ちょっと私的には本当に経営の経験のある方を置いていただけたらいいなというふうにすごく思ってるところなんですけれども。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） そうですね。今検討中でございまして、役場の職員というよりは経営に少し詳しくて、アイディアを持っている方なんですね。私も藤澤議員と同じように仕事をして生計を立てているというか、うちの会社の方のことを考えれば、そういう点で、やはり先ほど申し上げましたとおり、サービス業ですのでお客様の売り上げによって経営がトントンになればいいのかなっていうことは前々から言っております。

そういう点で、どうにかそういう方向に向けていって、いいアイディアを出してくれる方を今検討しているところでございます。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 楽しみにしています。人をね、雇うということは人件費もそれはもちろんかかるのは当然なんですけれども、それによって本当に経営がね、うまく回ったり、働く人たちの意識が変わったりということがあれば、本当にその施設が活性化すると思いますし、それでね、収入が上がって良くなれば、そういう人件費の分も取れてくるというふうに思うので、その辺は本当にお金もかかることですけど、やってもらった方がいいというふうに私は思います。

村の施設なんですけれども、やっぱ都市からの人たち、村外からの人たちの交流の場としてやまなみ荘、そういう施設だよっていうのもあるんですけども、やはり生坂村の福祉センターということで、やっぱ村の人たちがたくさん利用してくれるような施設に、やはりなってもらいたい。せっかくあるので、なってもらいたいなというふうに思います。本当にね、お風呂や何かで困った人たちがお風呂に入りに来るとか、ご飯をちょっと作れない人がご飯を食べに来るっていう、今そういう方たちの利用が多いと思うんですけど、生坂もつといろんな世代のいろんな方がいらっしゃるので、そういう方たちも利用しやすいような施設にぜひしていってほしいなというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） 次に、6番 字引議員。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） はい6番 字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問は簡易水道事業について。2つ目が里山整備について質問いたします。

平成31年3月定例会一般質問で、当村の上水道施設の有収率について質問し、他市町村と比較し、当村の有収率が他の村に比べ、低いことを提示し、質問いたしました。その後、村行政として、有収率アッププロジェクト会議を発足し、上水道管理に従事した職員も参加して、給配水施設の漏水箇所の調査検討を行い、真摯に改善対応を実施され、以前に比べ改善されてきたと報告を受けております。

令和3年度、上水道施設の有収率全国平均は84.2%とされております。ここ5年平均で、近隣の麻績村有収率は85~86%、筑北村は65%となっております。麻績村は更新工事を既にほぼ完了しているとの回答でございます。近隣市町村でも、昭和40年代に布設された上水道施設の老朽化が顕著となり、施設の更新事業を徐々に進められていると聞いております。

振興課長に質問いたします。有収率アッププロジェクト会議の改善実績がどう推移されてきたのかをお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 6番 字引議員のご質問にお答えをいたします。有収率改善状況の推移についてのご質問でございます。

村簡易水道の有収率の向上を図るため、過去に簡易水道事業を担当しました経験者を構成員としまして、令和2年9月に府内に簡易水道有収率対策プロジェクト会議を立ち上げ、丸3年ほどが経過をいたしました。現在でも毎月1回の会議を開催し、各ポンプ施設の運転時間の比較や、配水池の流量データー、各施設の配水量と使用量の比較などにより、月ごとの状況を確認し、漏水が疑われる地域の分析や把握、その対応方法等について協議をして、必要に応じて昼夜間問わず漏水調査を行うなどの対策に取り組んでいるところでございます。

字引議員ご質問の有収率の改善実績の推移についてですが、緊急的に発生する漏水対応の他、プロジェクト会議での協議を経て漏水の疑われる箇所の分析、調査等により、慢性的な漏水箇所の発見および修繕を積極的に進めた結果、当時、6割ほどの有収率が令和3年度数値では67.02%、令和4年度には69.89%と改善をいたしました。また直近の1ヶ月の数値では、10月の数字ですが、75.4%、昨今の最高値、今年の6月になりますが、80.6%となっております。しかし有収率は漏水の発生や施設・機材の故障、不具合、また季節によります原因などにより日々変動いたしますので、継続的な各施設の稼働時間や配水量等による分析は必要不可欠でありまして現在も係員一丸となって維持継続に努めているところでございます。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） お疲れ様でございます。この有収率改善結果は、担当職員並びに関係者の皆様の真摯な対応の賜物と感謝申し上げます。とても地味な地道な仕事ですが、今後とも継続して改善をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは漏水原因についてお伺いいたします。今までのプロジェクト会議での検討調査分析による各送水配水施設、給配水配管等の漏水原因で大きなものはどんなものがあったのかお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） それでは漏水の原因についてのご質問でございます。お答えをいたします。

漏水発生の原因でございますが、そのほとんどが送配水管や給水管の破損によるものでございます。老朽化により、管の接続部、継ぎ手部分の破損、また道路の沈下によります石等との接触による管や継ぎ手の破損、傾斜地での地形変化によるものなどが多く見られています。配水池や減圧槽などはクラック等の発生により漏水をいたしますが、修復を重ねてきました上生坂第1配水池を更新した後には、現時点では該当する施設はございません。またポンプ施設については、漏水原因となった事例は現在までございません。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 昭和40年代に布設された送配水管配管施設は、廉価な塩化ビニール管などが広く使用され、経年劣化が顕著となって漏水の原因となっていると思います。とすると、その対策として、配管の更新工事が有力な漏水対策となります。

それでは更新事業の進め方について質問いたします。当村としても、施設の老朽化が顕著で、緊急性などを考慮し、順次、更新工事を進められ、「上生坂第1配水池の更新築造工事」も昨年度に完成し運用を開始しているところですが、残る上水施設の更新事業をどのように進めていくかとしているのかお伺いいたします。いつごろに完成させるか、完成させる計画か、またその概算事業費は、どれぐらいになるのか質問いたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） それでは質問にお答えをいたします。

更新事業の今後の進め方等についてでございます。字引議員ご指摘の上生坂第1配水池でございますが、上生坂中心部を初め、草尾、昭津、大日向地区と広範囲にわたる送配水を行う重要な施設でございまして、老朽化が顕著に進んでいたことから令和4年度に事業費1億600万円で築造いたしました。

字引議員ご質問の今後の施設更新の計画につきましては、令和2年度に策定をいたしました水道事業経営戦略および令和3年度に見直しをしました水道事業基本計画に沿って、各施設ともに経過年数や老朽化の状況、財政状況を踏まえた上で、今後10年間は毎年6000万から7000万円ほどの事業を行う計画としております。また、令和13年度までの事業費で合計で約8億円、全体施設の整備完了には、今後30年から40年かかるということで見込んでおりまして、総事業費約30億円ほどを見込んでおります。答弁は以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 更新事業につきましては、事業規模から、一気に進められないと思いますが、地区水道の取り込みなどを進めていただき早期に安心安全に使用できる施設になるよう実施をお願いいたしたいと思います。

それでは当村のですね、人口減少、過疎化を踏まえた検討について質問いたします。

当村の人口減少、過疎化に伴い、各給水区域の配水量減少が予想されますが、各配水施設、配水管の口径などの過疎化を踏まえたダウンサイ징の検討も必要ではないかと思いますが、どのように考えられるか質問いたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

過疎化を踏まえた検討についてということでございます。将来の人口減少を踏まえた施設のダウンサイ징、についてでございますが、水道事業基本計画におきましても施設のダウンサイ징を踏まえた計画としております。字引議員ご指摘の使用水量の減少が考えられますので、配水管の口径の見直しについても、今後検討協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） それでは漏水対策としての管材料等耐震仕様について質問いたします。

送配水給水配管については、耐震化を考慮し、可撓性の高い高密度ポリエチレン管などの採用を提案、提言しますがどうお考えか、お伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

漏水対策としての管材料等の耐震仕様についてでございます。送配水および給水管の材質について、村では15年ほど前から基幹改良など、送配水管路の布設替えが行う際には、伸縮性に優れ、耐震性、耐久性が高いことから字引議員ご指摘の高密度ポリエチレン管を採用しているところでございます。また、給水管におきましても、耐震性や劣化に強いポリエチレン2層管を採用しております。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） はい。管材料につきましてはですね、非常にこの村の地形の変化というか、そういう部分が多いんで、地盤の動きが原因の配水管の損傷、漏水を防止するためですね、可撓管などの設置も、必要なところに実施設計時には取り込むなどの検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

当村の上水道水源は、安曇野市から約95%から96%、大町市から4%から5%の分水を受けております。村長にお伺いいたします。県が検討されている上水道広域化が今後どう進展していくのかお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは6番 字引議員の質問にお答えをいたします。

上水道の広域化の進展についてというご質問でございますが、当村の簡易水道事業は、字引議員ご指摘のとおり村内に水源がないため、その多くを安曇野市と大町市からの給水に頼っているところでございます。令和5年3月には、従来の分水協定から、これまで協議を重ねてまいりました水道法における第三者委託契約を、安曇野市と締結をし、現在、大町市とも年度内の契約締結に向けて調整をしているところでございます。

字引議員ご質問の、県による水道事業の広域化の状況についてでございますが、当村も構成員であります広域連携検討の場での議論を踏まえ、県全体の広域連携の方向性としましては、圏域単位での「事業統合」を目指すことが望ましいとされ、一部事業者の「事業統合」の先行実施、「事務の共同化」を検討するなど、段階的に広域連携を進め、圏域全体の基盤強化を進めることとされております。

当村におきましては今後、松本圏域での広域連携を推進するものとし、広域連携による事務の共同化、技術面、人材面での協力や業務委託等の連携などの検討を進めることとしております。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 松本圏域での広域連携により、広域での一本化が確立されれば、当村の自主水源の確保についての不安が解消されることもあり、また管理の合理化により、料金の低

廉化も期待できるのではないかと思います。ぜひ早期に連携できるよう進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の質問を行います。里山整備について村長に質問いたします。

今年は東北地方などに高温気象による熊の餌になるどんぐりなどの不作で、熊が棲みかである山から人家近くに降りてきて、人間と遭遇し、事故となるケースが頻繁に発生しておりました。秋田県、岩手県は例年になく増加しております。長野県はそれほど被害報告はありませんが、生坂村としても11月11日に熊の目撃情報があり、注意するよう広報されました。私の住んでいる草尾区は、過疎化並びに高齢化も進み、集落内に荒廃地が点在するようになり、鳥獣被害が顕著になっております。私も小さな畠をやっておりますが、鹿による作物被害が顕著にあって、数年前に電柵を村の補助を受け設置させていただきました。柵内は被害が少なくなりましたが、柵の外のタラの木だと、植樹した苗木などが鹿の食害が目立っております。これも里山の環境が、鳥獣との棲み分けが崩れ、獣の出没しやすい環境が一因となっていると思います。

また、袖山配水池から池田町宮ノ平に抜ける道も、倒木が多くなり、以前小学校の遠足ルートで袖山から大蔵スカイスポーツ公園赤地蔵への散策ルートがありました。このたび子供たちの元気な姿が現在は見られず、遠足に利用されず残念です。鳥獣害予防策と散策道のあり方を考慮し、里山整備について対応を脱炭素先行地域事業による森林整備事業に併せ、里山整備の推進を進めていただきたいと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番 字引議員の質問にお答えをいたします。

里山整備の推進についてのご質問でございますが、字引議員ご指摘のとおり、今年は全国で熊の出没や被害などが多く報道をされております。当村におきましても熊の目撃情報は例年とほぼ変わりないものの、シカ・イノシシ用の括りワナに熊が掛かる事案が2件、初めて発生をしております。また、シカやイノシシなどの1月から12月までの捕獲頭数も前年に比べ、今年11月の現時点でシカが1.35倍の200頭イノシシが1.76倍の53頭と非常に高い水準で推移をしている状況でございます。

高齢化や過疎化、不在地主の増加等により、手入れが行き届かなくなった森林荒廃地が増え、字引議員ご指摘のとおり、里山の環境の悪化が進んでいる現状でございます。

脱炭素先行地域づくり事業での木質バイオマスの活用に向けた山林調査は、株式会社 エコロミの下請け業者であります伊那市の合同会社 ラーチアンドパインにより事業を進めてまいります。現在村の山林のあり方を含め、脱炭素に繋がる活用を検討していくため、地元の方から聞き取り調査を実施しております。12月には調査の中間報告をいただくこととなっており、村内の山林で整備が可能な場所や実際に活用できる木材について報告をいただく予定となっております。その内容を踏まえて、今後県林務課や脱炭素事業の共同提案者であります山仕事創造者また関係機関等と調整を行いながら、脱炭素に繋がる整備計画や整備に必要な財源等の検討を行ってまいります。

字引議員ご提案の森林整備に合わせての里山整備の推進についても、持続可能な生坂村のために有効な事業と考えますので、検討をしてまいります。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ゼひこの機会に森林整備を促進させていただいて、脱炭素事業と併せ、鳥獣対策にも寄与する施策を推進していただき、里山の鳥獣との棲み分けができる環境整備をお願いしたいと思います。

いろいろと問題は大きい範囲なもんですから、大変だと思いますが、一つでもまとめられるようにはひとつお願いしたいと思います。それでは私の質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） ここで、換気のため休憩をとります。  
再開は11時5分とします。

---

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

---

○議長（太田譲君） 再開します。  
これより、私が一般質問を行いたいと思いますので、議長を副議長と交代いたします。

○副議長（藤澤幸恵君） 議長交代いたしました。一般質問を続けます。次に5番 太田議員。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 5番 太田譲です。通告どおり一般質問を行います。今回は大枠2点について質問いたします。

まず1点目。脱炭素先行地域づくり事業の採択から約10ヶ月が経過いたしました。10区への事業説明会、野立てPPAの説明会、調査、脱炭素社会へ向けての村民アンケートを行い概要の詳細に入っていく時期と考えています。そこで、事業とアンケートについて何点かお伺いいたします。

はじめに、村民アンケートの結果についてですが、脱炭素社会に向け、太陽光発電・小水力発電・木質バイオマスの必要性についての問い合わせでは、近年の異常気象、原油高、それに伴う物価高など、安心安全な生活に対して不安のある状況もあり、住民にもエネルギーについて「買う」から「作る」という意識が、アンケート結果にも反映しているようにとれます。同じように、木質バイオマスの活用についての問い合わせでも、原油高により生活を圧迫している状況下で、化石燃料からの脱却を考えている住民も一定数いることが見えます。私はそのように感想を持ちました。

そこで今回の結果について、村ではどのように捉えたのか、お伺いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、5番 太田議員の質問にお答えいたします。

村民アンケートの結果をどのように捉えたかというご質問でございますが、本年8月から9月に行いました「生坂村村政アンケート」では、回収率72%を超える484戸からのご回答をいただ

き、多くの村民の皆さんにご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。本アンケートでは脱炭素事業に関する内容の他、村の課題についてお聞きをしており、今後の村政運営をしていく上で参考になるご回答をいただいております。

その上で質問をいただきました脱炭素事業に係るアンケート結果についての村の捉え方でございますが、脱炭素の実現に向けた取り組みについての問では、必要28%、どちらかといえば必要33%で、合わせて61%という結果から、脱炭素事業への取り組みに関しましては、村民の皆さんに一定のご理解をいただいているものと考えております。また、わからないと答えている方も、23%おり、記述いただきました具体的な意見等においても、事業の推進に積極的なご意見がある一方で、十分な理解を得られていないものや、不安に感じておられるものもありますので、さらに事業の説明をしていく必要があると考えております。

本年度は、各事業の調査や設計構築を進めてまいりますが、事業の進捗については、毎月の広報の周知等を通じてお示しをしていく他、引き続き説明会や学習機会を設けて、多くの皆様にご理解いただけるよう努めてまいりこととしております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 今答弁いただいたとおり、今後も引き続き理解なかなかまだ理解されていない方、わからないと答える方、不安と感じておられる方、おられると思いますので、しっかり周知の方をしていくことが大切だと私も考えています。

また、ここ最近ニュースレターみたいなやつを出して発行していくようになっておりますけれども、あれもQ&Aになってたりとか、概要がわかりやすくなっていますのであいうものをしっかり村民の皆さんにも見ていただくっていうことも理解を深めていく上で必要なことだと思いますので、議会としてもそういうものも周知、こういう方法でやってるよっていうことを私達も伝えていかなければいけないなと考えております。

再質問ですが、その今後村で実施してほしい分野、そのアンケートの中でLEDですとか省エネ家電、断熱改修といったような実生活に密着した機器等の導入についてを施策として取り組んでほしいというような意見が、一定数あったかと思います。確かに身近な部分から導入することにより、事業の実効性であったりこの脱炭素事業のメリットについて可視化はできると思いますが、この事業の性質上ですね、考える中で、どの程度までそういう意見が反映できると考えているでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。お答えいたします。

LEDや省エネ家電、断熱改修といった施策につきましては、本交付金のCO<sub>2</sub>の排出削減に寄与する対象項目となっておりますので、交付金事業の中の各事業での事業費の全体のバランスを踏まえ要望の多いものは反映ができるように検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） はい。性質上もその辺のLEDとかに関しては組み込めるものもあるということで、この事業の内容これから精査していくと思いますのでその中で少しでもね、そういう

う直結的な事業があるとまた住民理解等も深まっていくと思いますので、ご検討の方をお願いしたいと思います。

次に、オンサイトPPAについて少しお伺いします。アンケート結果からも実際パネルを上げられる家屋とか屋根というか、個人ではなかなか判断ができない住民がいることもわかつてきました。現在いくさかてらすで、設置可能の可否について調査を行っていると思いますが、築年数により設置が難しい、厳しかったり、有効な設置スペースですね、日当たりも含めそういうものがない場合にカーポートのような感じで野立て同様のパイプなどでお家の敷地内ですね、というところにパネルを設置すれば下のスペースの有効活用をできますし、かつ経済的で直に設置するよりも、高さが出せる分ですね、多少日当たりなど角度等のことも計算しながら調整する設置が可能だと思います。また車庫という認識で考えてもらえば、景観も損なうというようなことも少なくなってくると思います。事業促進の観点から見ても有効と考えますが、お考えをお聞かせください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 5番 太田議員のご質問にお答えをいたします。オンサイトPPAについてということあります。太田議員言われますとおり、村政アンケートの結果から、太陽光パネルの設置に前向きではあるものの、自宅に設置が可能かどうかということで不安に感じている方や設置に迷っている方もいることは承知をしております。

現在、いくさかてらすの発注によりまして、平林建設株式会社で設置希望のあったお宅の調査を進めておりますが、屋根の形状や家屋の老朽化等により設置が困難な案件も確認がされているところであります。村としましては、オフサイトPPAとのバランスを踏まえ、オンサイトPPAの設置を進めていきたいと考えております。

オンサイトPPAの設置手法につきましては、議員ご提案の車庫や敷地内を含め、広範な手法を想定しております。その上で調査全体の状況を踏まえまして、パネル下の活用も有効でありますので、その手法につきましては、設置者側の責任との関係がございますので、耐荷重であったり、パネル下の安全面を考慮した上で設置手法の一つとして検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員

○5番（太田譲君） はい。広範にわたり手法を想定しているということですので、ぜひ検討をしていってもらいたいと考えます。当然、カーポートそういうソーラーパネルを乗せるような専用のカーポートってなってくるとその辺の耐荷重等もしっかり計算されたものがありますので安全性でいけば確立されたものはあるとは思うんですけども、やはりなかなかそういうものになってくると、経費であったり負担設置に対する金額的なものも、伸してしまう可能性もありますし、耐荷重としっかり確保さえできれば、そういうパイプなどで設置することも可能だと私は考えています。当然その設置するご家庭の方との、しっかり話し合い、そういうものは必要になってくると思いますけれども、そういうことも踏まえてやっていただければ、特に高齢世帯とか、結構築年数の古い家に住んでる方はやはり高齢者の方も多いと思いますので、そうなった場合にその空いている車庫とか普段駐車場で使ってるような敷地とか、軒先みたいなところにそういうものが設置できるようになれば、雪は少ない地域でありますけども雪かきですか、そういうものに対しても、すごく高齢者にとっては楽な部分も出てくると思いますし、非常にいろんな面で考えてもメリットはあるかなと考えています。またそうなってくると、生坂村でも作ってお

ります「生坂村における再生エネルギー発電設備設置事業と環境等の調和に関する条例」というのが作ってありますけれども、そういうところの中の8条ですかね、8条のところにこの条例の規定は建物の屋根または屋上に、再生可能エネルギー発電設備を設置する事業には適用しない、ということで環境に配慮した感じではやっている条文が8条の中にはあります。自宅でやる分にはあれですよと。ただそういうところももう少し緩和できるような措置、解釈もあると思うんですけれども、敷地であればその辺も、そういう設置のやり方によっては可能ですよというようなこともあわせて見直しをしていくというのもこの事業であったり、世界的な規模で脱炭素に向けて今動き出している中でも見直しも必要ではないかなと思っておりますので、その辺についてしっかり検討をしていきたいと思います。

次に、EVスタンドについてですけれども、当初の計画では、役場、道の駅、やまなみ荘など村の中心部の公共施設に設置を検討しているかと思います。一部野立てのパネルなどに隣接して充放電器の設置をするという考えも検討しているようでございますが、これから脱炭素先行地域事業を進めていく中で、役場公用車のEV化だけではなく、村民の車のEV化も当然検討していく材料になってくるかと思います。日本全体を考えたときも、近い未来には当たり前のようにEVカーが走る世の中になることも、近い未来予想されると思います。現にアンケートの中にもEVカーについて取り組んでほしいというような回答もあったかと思います。

そんな中で、中心部にだけ電気スタンド充電スタンドを設置するのではなく、村全域とまではいきませんが、国道19号走っておりますので、国道沿いのスペースであったり、もしくは事業所、国道沿いにある事業所などにもご協力をいただき充電スタンドを設置することにより利便性が上がると考えます。個人でEVカーを所有すれば当然充放電器を自宅に設置をすることになりますが、万が一途中で充電が必要になったときに、中心部でしか外部充電ができないというのは不便です。

また生坂村は脱炭素先行地域づくりの村、とアピールも当然これからしていくでしょうし、村外者もそのような認識で村を通過したり、訪れる方も当然おられると思います。しかし、そのときに、充電スタンドについては村の中心部に行かなきゃないんだよってなると、あれって私だったら思うんですね、なので詳細については調整していくことも当然必要ですし、考えていかなきゃいけないんですけども、もちろんスタンドの設置については、事業者など協議を行い、協力してもらえるところにということになると思います。この事業の性質的にはパネルを設置していただける事業所にはスタンドも設置できるんではないかなと、私は考えておりますけれどもその辺についてのお考えをお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 5番 太田議員のEVスタンドについてのご質問にお答えをいたします。

EVスタンドの設置につきましては、将来的な村民の皆様の車のEV化も踏まえ、中心地区中心地域村の中心地域だけでなく、各地区に設置していく方向で現在検討を進めています。EV事業につきましてはEVシェアリングの構築を含め、株式会社エコロミの下請けであります株式会社 レクシブ の年明けの調査結果と、提案内容に基づき、具体的な設置場所を検討し、計画をしていくこととしております。

EVスタンドの各地区への設置場所につきましては、避難施設となる各地区の公民館を想定しておりますが、ご提案の事業所の設置も含めまして、レクシブからの提案内容や地域の利用ニーズ、設置候補場所の土地所有者であったり、建物、そういったものの所有者の意向などによりまして、今後総合的に判断をしてまいりたいと考えております。以上であります。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員

○5番（太田譲君） 各地区にも設置をしていく方向で検討もしていただいているとのことで安心はしているところなんですけれども、避難所施設には当然あるべきだと思いますし、役場のEVカーなどで災害時には、そこから給電をするっていうことも可能になってくるので、もちろんそれをやっていただきたいと思いますが、やはり、対外的というか外から来られた方のこと、多少これからやっぱり考えていく世の中になってくると思いますので、先ほど言ったような事業所ですか、国道沿いのスペースなどもそのこれから検討の中に組み込んで考えていくっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、木質バイオマスについて少しお伺いします。申請当初にペレットを活用した化石燃料からの脱却ということで考えていたと思われますが、生産体制や製品品質などを考えると、なかなか実際厳しい難しい部分も見えてきたと感じております。村の森林について調査を行うが、搬出加工などを考えるときにチップや薪の方が当村にはもしかしたら適してらのかなとも私の中での考えはあります。

そこで、村としては今後、この事業を進める中で、早めにペレットなのかチップなのか薪等なのかで、脱化石燃料化を図っていくのかっていうのを決めていくように、決めていかないと多分進んでいかないと思いますので、なんですかれども、チップで計画していく場合、今 やまなみ荘等もボイラーで活用していくというようなお話も出ておりますので、各家庭でもその活用はボイラーとしては活用ができるかなと考えているんですけれども、暖を取るという目的として、考えていくとなかなかちょっと私の知っている中とか私の中ではちょっとなかなか難しいのかなと考えております。そうなってくると主要施設のチップボイラー化を行い家庭向けにはどういう方法、薪などとかそういうのを進めていくことになるのか、また薪になると高齢世帯の方の家では薪の取り扱いとか、やはり体力的にも負担となったり建屋の構造上大がかりな改修もしないと薪ストーブがなかなか入らないと思う世帯が出てくると思いますので、村として今後もこの木質バイオマスの活用は、施設だけという形で行っていくのか、当初の計画どおり全世帯対象で、進めているのか今のお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

木質バイオマスについてのお尋ねでございます。木質バイオマスの活用につきましては、脱炭素の趣旨からも公共施設だけではなく、住民に資する事業として計画していくよう考えております。

現在、株式会社 エコロミ から調査を受けた伊那市の ラーチアンドパイン により村内の搬出可能な活用できる材につきまして、山林の調査を行っているところであります。材の確保、燃料材の製造工程などの課題とペレットや薪、チップなど、燃料材ごとの設備に応じまして、利用される方の側での管理のしやすさ、使いやすさ、そういうことも考慮は必要かと考えております。調査結果を踏まえまして、木質バイオマスの方向性を、お示ししていく予定としており、村の課題として、山の整備とともに設備や手法の選択、村にあった規模感をもとに、村民を対象とした施策を計画し、進めていく予定としてまいります。以上であります。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 答弁いただいたことで進めていくという考えだということで受け止めました。まだ実際に何回この調査したりとか設計していく段階ですので今この時点で私もこれをどう進めしていくかという方向性をしっかり出せる状況ではないということもわかっておりませんけれども、いずれにせよこの木質も全世帯対象でやっていくということはやはり村民の皆さんもある程度認識した上で今後また設計が計画できたときに、準備ですとかいろんなそういう考え方をまたしていかなきゃ準備もしていかなきゃいけないと思いますので、調査終わり結果が届きましたらなるべく速やかに方向性の位置を示していただけると村民も嬉しいのかなと考えておりますのよろしくお願ひしたいと思います。

大枠一つ目の最後ですけれども、いくさかてらすについて御質問します。会社を立ち上げまして事務所は、村民会館内の会議室においてPPAの事業の現地調査などハード面は既に行っていますが、事務員の雇用ですか事務機器の搬入などソフト面については現時点では、すいません、動きがないように見えております。会社として立ち上げられている以上、やはりちゃんと受付業務を設置し、事業所業務を確立して、役場と切り離しをして名実ともに会社運営を行った方が棲み分けができると考えますが、お考えをお伺いします

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長課長（牛越宏通君） 5番 太田議員の いくさかてらす についてお答えをいたします。

株式会社 いくさかてらす では、現在PPA事業の調査を平林建設株式会社により進めていますが、村内の訪問調査や広告チラシなどを通じて、会社の周知を図るように進めています。

また、運転資金を含めた会社での資金調達を現在行っている状況であります。その上で、会社に対する認知度を高めていくための会社の体制構築は必要であると考えております。

今後の役員会でしっかりと協議をして いくさかてらす の会社の体制整備を今年度をめどに進めていきたいと考えております。答弁は以上です。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員

○5番（太田譲君） はい、ありがとうございます。

会社側としても村側としてもそういうことをしっかりと考えて進めていっていただけるということですので、年度内への確立をお願いしたいと思います。

大枠の二つ目に移ります。各施設についての人材不足についてということでちょっと先ほどの藤澤議員の質問と少しかぶってしまう部分もあるかもしれません、よろしくお願ひいたします。村内の各施設での人手不足というのは、やはりずっと課題になっていると思います。現在の状況とその原因について何か思うところがあれば、お伺いしたいと思います。

また今回、その施設ということで道の駅と やまなみ荘 という形でちょっとお願ひしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 5番 太田議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅 いくさかの郷 の人手不足の現状と対応についてでございます。現在道の駅 いくさかの郷 のスタッフにつきましては駅長、駅長補佐の他、仕入れ補助および送迎バスの運転業務1名、レジ業務を主とした会計年度任用職員1名、およびパート・アルバイト3名の体制で運営を

しており、人手が不足している状況ではございませんが、今年春先にはスタッフが不足をしましてその確保に向けて募集をした経過がございます。

スタッフ募集には、無線放送による広報や、個々へのお声掛け、ハローワークや最近ではＳＮＳによる募集も行いましたが、結果的には無線放送や、お声掛けによるものでございました。

いくさかの郷はご承知のとおり、特に8月から10月の繁忙期に来客数が非常に多いことから、急な人手不足の対応に向けたスタッフの確保が日頃から重要と考えております。人手不足の原因としましては身近で求職される方が少ないと思われます他、勤務日や勤務時間、また業務中、ほぼ立ちっぱなしの業務ということでございます、そういったことが原因かと考えられております。以上答弁といたします。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、私の方から やまなみ荘 の人手不足の現状と対応についてお答えいたします。 やまなみ荘 の人手不足の現状と対応につきましては、現在仲居について不足している状況で、それを補うためにフロント対応が対応したりしておりますが、宴会等の予約に合わせたローテーションを組むのに大変苦慮している状況でございます。

仲居等の募集についてですが、ハローワークへの依頼や、村内の全戸配布チラシへの掲載、また近隣市町村スタッフ募集のチラシの配布などを行いましたが現在のところ応募等に対しての問い合わせはないような状況となっております。以上でございます。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） ありがとうございます。道の駅の方は今何とかカバーができているというか、間に合っているということで、道の駅の状況でいくと、レジとかそういうものもうまくやれば高校生のアルバイトとかそういう人でも、十分対応できるような、内容、事業内容と思いますので、その辺短期間時間の雇用で何とかなっているのかなと思います。

できれば本当は専属でしっかりついていただいてやっていくのが一番ベターなんだと思いますけれども、そういう業務内容によってはそういうところでフレキシブルに対応できているのかなと、現時点では思います。

やまなみ荘 の方ですけど、やはり仲居が今不足しているということで私の方でも個人的にお声掛けさせてもらったりしてあるところもある状況ではありますけれども、なかなか厳しい状態が続いていると、先ほど言っておられる、先ほどの藤澤議員の質問でもありましたように、村民の憩いの場、としてやっていく中で、やはりその辺のスタッフの数が少ないとサービスの低下、ローテーションがうまく回らず、今までだったら受け入れたものが受けれないとか、そういうような状況になってきててしまうのも危惧していかなければならぬかなと考えます。

私なりに考えていることがありますて雇用条件の原因の一つ、その人が見つかぬ人財不足の原因っていうのが雇用条件っていうのもあるのかなと思っております。村外に、朝早くから燃料をわざわざ使って働きに出ても、収入面でメリットがあれば当然そちらに通ってしまうケースもありますし、またこういう地域に密着した職場になりますので、地元に勤めているってなると顔見知りも来店される方も多いと思いますし、そういう意味で少しやりづらいかなって感じてしまう人もいるのかなと思ったりもします。だからといって、派遣や外から働きに来てもらう人も、だったらなるべく村内の方に勤めてもらった方が就労の場としてもベストだと考えています。

そこを解決する上でも雇用状況というのを改善して割り切って仕事に集中できるような環境を整えるというのも一つ大事なことかなと思いますが、それについてお考えをお伺いいたします。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは再質問につきましてお答えいたします。

議員おっしゃるように やまなみ荘 は村内でも就労の場でもあります。昔から村民の方々がスタッフの一員として働いていただいている。村としても村民の方に勤めていただけたのが、一番良いと考えております。人員配置や勤務形態などを含め、働く環境を整備しながら多くのお客様を迎えるよう体制を整えていきたいと考えております。以上でございます。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 再質問します。答弁いただいたようにその環境をしっかりと整えていくのが大事だと思います。その雇用条件なども整えば、移住とセットで展開もできるのかなと考えています。現に地方のバス会社などやはりバスも今運転手がものすごく不足している状況がありまして、報道でも皆さん知っているところだと思いますが、そういうところは自治体との移住支援と併せて人材不足の解消に取り組んでいるところもございます。

市にはなりますが、旭川市とかですね、そういうところでは県外から移住とバスの運転手の、就業については支援として30万円出すとか、バス会社の方で免許の補助ですとか、これ北海道になりますけど美幌町そういうところでも20万円の補助が、引っ越しですとか家賃に対する補助という形で20万円の補助が出たりとか、就業と移住とセットでの支援というのも行っている自治体があり、結果を結んでいるところも少なくないということあります。終身雇用という考え方から、移住や新しいチャレンジなど昔からの夢を叶えたいというような人が増えているこの時代の中で、こういう取り組みは各施設の人手不足の解消にも繋がる可能性が高いと考えます。また雇用条件の改善は、現在勤めている従業員に対してもモチベーションを上げる材料にもなりますし、効率アップ、またサービス意識の向上にも繋がってくると考えます。

出すものは出して、抑えるところは抑える、なんでもかんでも抑えてるってのはなかなか逆に客足も遠のいてしまったり、従業員のやる気というのも出なくなってしまい、何のために経費を削減してなのかちょっとわからなくなってしまう部分もあると思いますので、こういう環境の整備や募集の手法についても新たな形の移住者募集ですね、今まででは生坂村がいいとこだから来るよ、じゃなくてやはり働きも含めて、こういう田舎での環境で生活をともにしていくというような移住者についての開拓もできるかと思いますけれども、お考えをお伺いします。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは再質問にお答えいたします。

まず、現在働いております職員の雇用条件等につきましては、改善をしていきながら職員それぞれのモチベーションアップや、サービス意識の向上に向けていきたいと考えております。また移住支援と合わせた人材不足解消につきましては、太田議員おっしゃられた、実際に行っている自治体の状況などの内容等を確認しながら研究、検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員

○5番（太田譲君） ありがとうございます。私としてもまた、もう少しその辺の移住と人手不足の解消に向けた取り組みをしている自治体など、会社等しっかり研究調査しながらまた報告できるものは報告し、しっかりみんなで協議して少しでも住民の雇用の場であったり村民の人たちがみんなで支えていく道の駅であったりやまなみ荘であったりということを目指していきたいと考えてこれで私の質問を終わりとします。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員の質問が終わりました。ここで議長を交代します。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時とします。

---

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

---

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き一般質問を行います。次に7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番 平田勝章です。通告に基づき、一般質問を行います。

私は一つは脱炭素事業について、二つ目は干ばつ対策についてあります。

脱酸素事業については、これから具体的な着手に向けて動き出すわけすけども、太陽光パネルを設置した場合に、10年以上の長期間にわたって設置が考えられます。そこで具体的にどのようにになって計画されているかということなんすけども、先ほど一部は太田議員もちょっと触れられておりましたけども、屋根の、個人の屋根に太陽光パネルを載せることについて、多くの人は10年以上の長期間にわたってパネルを載せることについて、いろいろ心配があるということです、この場合は、あの場合ははっていうのはどうだうっていうような話も伺いました。そこでひとつですが、屋根がパネルの載荷重や老朽化で壊れたのが、どこが何で壊れたのかわからない場合が考えられます。そして雨漏りなどが発生した場合に、補修費はどちらで支払うのでしょうか。また地震などの自然災害が起きた場合の、個々の被害についても、家屋の被害、それからパネルの被害がありますけども、そういうようなものはどちらで支払うかというようなことが言わっていましたので、これについて質問をしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番 平田議員の脱炭素事業についてのご質問であります。パネルの設置した屋根の修理費用についてのお尋ねにつきましてご回答いたします。

現在、株式会社 いくさてらす の発注によりまして、PPA事業の調査を平林建設株式会社が行っているところであります。この調査では、屋根への設置が可能かどうか、屋根の設置が困難な場合、屋根以外の車庫や物置など、別に設置できる場所がないか調査するものです。設置後に屋根の損傷のおそれがある場合は、設置場所の変更や設置が困難な場合は、オフサイトによる野立てでの電力を供給していくこととなります。

また壊れた場合のパネルの修理につきましては、これは会社の方で保険にも加入をし、費用はいくさかてらすが負担することとなるものであります。

屋根の修理に関しましては、パネルに起因するものであれば、いくさかてらす で負担をしますが、そういうことがないように現在調査を行っているところでございますけども、実際の詳細な基準や範囲につきましては今後、いくさかてらす で明確に設定をしてお示しをしていくことといたします。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 屋根へ載せる場合に、個人の場合見ると瓦だったりトタン屋根がありますけども、例えば瓦屋根に設置する場合は施工時に瓦が壊れて、要するに踏んだりしたときに、そういう瓦だと割れることもあるんですよね。そういう場合、またその施工業者がその時点では報告をしないで、後日雨が漏る場合も想定されます。双方の立場の違いでそれらの主張は、やった施工した方と受ける方とでそこでまた言い分もまた交通事故じゃないですけども言い分も違ってきます。従って契約時には瓦どうだったのか、あるいはトタン屋根の場合でもあまりメンテナンスも行われていない、塗装がされていない、そういう屋根の場合は、実際に雨漏りをする場合もあります。一般の場合はその場合も、塗装をしてトタン屋根の場合は雨漏りをふさぐ場合もあります。

要は屋根の上のパネルの設置は個人で設置する場合は問題ありませんけども、いくさかてらす では長い期間パネルを設置するわけです。屋根の持ち主とそういうことについては細部にわたって文書で取り交わした方がいいと思いますけども、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

個人の家屋の屋根に設置する場合の対応であります、それにつきましては当然契約書を取り交わして両者納得の上で設置するものとなるということであります。その契約書の内容につきましても、そういう問題が発生しないような契約書をモデル的な契約書なんかも今できていますので、そういうものを参考にしながら、今後 いくさかてらす の方で作成し、納得をして契約をしていただくように進めていくこととなりますのでご理解をいただきたいと思います。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次にパネルの故障が発生した場合、パネル交換の工事が発生するんですけどもそのようなときには屋根周りの整備も一緒に必要になると思いますけども、それはどの程度整備してくれるでしょうか。ということでそれについて質問したいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それではパネル交換時の対応につきましてお答えをいたします。屋根の修理と同様でありますパネル交換に付帯して必要となる整備につきましては、いくさかてらす で負担をいたします。

屋根廻りにつきましては、パネル交換に付帯する範囲までとなりますので、この辺も先ほど申し上げましたとおり詳細な基準、範囲等につきましては、契約時の中で決め、設定をしていくということになるかと思います。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 一般的には今その答えて終わるんですけども、その実際に屋根が古い場合、ある程度古い場合はあの言つてはなんんですけども、要はクレームをつければいくらでも言えると思うんですよ。その工事に、その工事のせいだってように、そういう可能性は考えられるんですけど、どう思いますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。そういったことがないように、現在調査を進めておりますし、現在調査を進めているのはできるかできないということも含めてなんですが、また実際設置する際にも、しっかり調査をしてどういう状況かということを改めて調査をすることと、なるものと私は承知しておりますので、そういったことでそういったものが発生しないように進めていただくように、また いくさかてらす の方にもしっかり話をしていきたいと考えております。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） それでは3番目なんですが、個人の住宅の屋根を借用した場合、家屋の老朽化などで建物の個人的に解体をしなければならないというような場合も出てきます。そのときにはパネルの引っ越しも一緒にやらなきゃならないって言うことなんんですけども、その場合には個人的には無料でやってもらえるのでしょうか。について質問したいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） パネルの移動についてのお尋ねでございます。太陽光パネル、それから蓄電池など設備につきましては、いくさかてらすが設置をした、いくさかてらす の財産でございますので、いくさかてらす が会社の方で負担し移動することとなります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 要は、移動といつても高所の作業になるもんですから、実際パネル交換といつても足場が必要だったとか、結構そういう大がかりな仕事になると思います。要はその個人が、そういう場合もそういう状況だと、それからいろいろ説明をしているのは、個人が納得のいくような説明をしてから、事業とかそういう交換だとそういう発生した場合には、そういうようなこともどっかに控えておいて、そういうようなこともあるっていうことも、どっかに置いといて、実際にやるときにはそういうような説明もしてもらいたいなと思います。

次の質問なんんですけども、パネルの設置については、現在の世帯主と いくさかてらす が契約すると思いますけども、世帯主が変わった時点、もしくは10年単位で契約の更新が行われた場合、またその場合契約内容の、そのとき変わったときに、契約内容の変更があるでしょうかって

いうことなんすけども、例えば自分が契約したとすれば、10年とか20年で、亡くなる場合もあるだろうし、そのときは次の世代だとか、そのときに契約の改正もされなきやいけないと思うんですけども、そういうときの説明だったり、そうすると契約内容にも変更する内容もあると思うんですけども、そういうようなことについて、今どう思われますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 契約のオンサイトPPAの契約の更新、変更等についてのお尋ねかと思います。

当初からの契約に対する世帯主の変更につきましては、変更となった時点での契約の継続中の内容変更としての手続きとなりますので、その際には契約内容の変更等は行いませんけども、契約者との、もしかしたら変更ということが、契約相手の変更ですね、そういうことが発生するというふうになります。それにつきましても契約者の意向によりまして内容については協議をすることとなるということで対応してまいりたいと思います。

それから、なるべく長い期間、それぞれお使いいただくように理解をしていただくことを前提としております。契約期間も長く設定をし、10年単位ということではなくて、できるだけ長く使っていただきたいということもございますので、契約の更新は特に民法との関係もございますので、長期の契約につきましても更新手続きが必要かとは思いますけども、契約者、相手の契約者からの申し出があった際には、その変更手続きについては対応をしてまいりたいと考えております。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ちょっと再質問したいんですけども、要はどの家庭でも世帯主が亡くなったら病気などで亡くなったり、そういうことも想定できますし、10年以内だったら少し先が見えるような気がします。しかし10年以上で世帯主が変わったり、また世帯主が亡くなつて今度はある別個の人に、まるっきり違う人にそれが変わる可能性もあります。そういうときの書類の継続ができない場合も考えられますけども、個人の受け手が変わり、事業者が勝手に内容を変更しても実際には誰もわかりません。

そういう長い年月いくと、このようなことでも実際に考えられますので、20年、30年そういう長いスパンで見たときに誰が見ても、また場合によっては裁判が起こされるかもしれません、誰が見てもパネルを屋根に設置した場合のそういう施工費等、野立てパネルを設置した場合のそういう施工費なんですけども、実際にはそのこんなに屋根の上に乗っけるパネルを屋根の上に乗つけた場合は、今少しでもいろいろとこういう問題があるような気がするんですが、野立ての場合だとそんなに問題はない、そういう細かい問題はないと思うんですけども、そういう場合には、お金はどっちが高く、安いとか高いってことは何か言えるんですか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 野立てオフサイドとオンサイトの経費の差という考え方でよろしいでしょうか。一般的には野立て、オフサイトの方が安いというふうに理解をしております。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 最近の屋根は片屋根になってて、意外とそのソーラーを載っけるよう 大体傾いてできていますよね。昔の屋根はどうしても普通のこういう屋根だったりして、しかも 瓦、個人でも瓦の屋根でも載っけるとあるけど、それから屋根の形もいろいろなものですから、それにパネルをいろいろ載つけると今先程私が言ったようなそういういろんな問題が出てま す。

だからいろんなことを考えたら、いっそのこと全部野立てにした方がまとまるんじゃ ないかなって、そんなイメージもあるんですけど、そういうことなんですかともなかなかその辺は、今イメージとしてはどうなんでしょうか。もしわかるようでしたら教えてください。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 私の方からお答えさせていただきます。

今、調整会議を10区やって、いろいろ各区の状況と各区の意見を把握してまいりました。その 中でどうしても環境面に配慮したいという区もございますので、一概には野立てを増やしていく ということは、今村の方では考えておりません。答弁は以上になります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） わかりました。

次なんですけども、次野立てについてなんですかとも、パネルの野立てを行う場合について、 地主と契約方法なんですけども、そういう設置する土地は購入されるのでしょうか。もしくは借 用でいくんでしょうか。その辺についてのお答えをお願いします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 野立てパネルの土地の取得方法についてのお尋ねであります。

今年度、候補地の調査を行っているところでございますけども、現時点で購入、もしくは借用 のいずれかの土地の確保の手法について決定はまだしておりません。購入または借用のいずれか の選択とするのか、あるいはそれらの併用により、土地の状況によっては確保していくのかとい うことも考えられますので、そうしたことも踏まえまして、土地の所有者、相手方がいらっしゃ いますので、その方々との最終的には協議により決めていくこととなります。以上でございま す。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ちょっと一つ確認したいんですけども、土地の値段なんですけど値段 というか購入するという値段なんですけども、個人で買おうとすれば、何というかな、いわゆる 税金の何というか単価とかありますよね、それでみると、農地では非常に安いんですよ。でも、 役場の公共で事業を行うとなれば、平米の単価がかなり高くなるんです。あの扱いになっちゃう んだけども、そういうこの事業については、そういうそんな必要があるのか。むしろ個人的に買 うようなそういう値段、安い値段でもいいような気がするんですが、その辺は実際に買おうとす ればそういう公共としての扱いになるんでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田謙君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの土地の購入単価についてお答えをさせていただきます。

公共事業で今まで買ってきた用地については、土地の所有者の方にご理解をいただきながら、どうしても村ではここということで決めてやってまいりました。今回の事業につきましては、ある程度地域の方々の意見を聞きながら決めていきたいと思いますし、それと第1種農地としてしっかりと耕作している土地については、なるべく避けていきたいなというふうに考えておりますので、原野化した農地等について、できればなと思っております。そういうことによりまして今までの公共事業で買ってきた用地単価ではなく、新たに今回の土地は安価に設定をしていきたいなというふうに考えております。答弁は以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田謙君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今のそういう話を実際に動きだしたら、そういう話は明確に、先に説明はしてほしいなというふうに思います。

次の質問なんですけども、設置土地が荒廃地や山林、もしくは竹林などの場合がありますけども、その整備費用は誰が払うんでしょうか。その中で、こないだ業者の方が先日回ってこられたときに、内容はよく私も理解できなかつたんですが、屋根の上に載っけたのを野立てにしようとしたのか、その辺がわからないんですが、野立てにしたときに、個人で20万とか30万とお金かかりますので、それは個人で出してくださいよっていうような話をしたんですが、ちょっとその辺が理解できなかつたもんですから、もし、その荒廃地や、そういう山林だとそういう整備をするにおいては、その事業者がお金払うのかそれについては個人が竹とかそういう整備を全部やつてくださいよってするのか、その辺は実際どうなんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田謙君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。

設置する土地の整備費用についてのお尋ねかと思います。候補地の状況によっては造成であつたり、山林といいますか、木の伐採、竹林整備等が必要な場合も想定がされます。設置のために必要な整備につきましては いくさかてらす で負担をいたしますが、今後候補地を決定していく際には、地域の合意形成や設置に適した地理的条件に加え、整備費用の将来的な会社の負担も判断の上、総合的に決定をしていくこととなります。またオフサイトとオンサイトでも条件は異なってくるかと思います。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田謙君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） もうちょっと気がかりだったのは、一個人が屋根にソーラーパネルを載せる感覚から、一個人で、自分用の、一個人の野立てで発電する場合、まずそれができるか、許されるかどうか。一個人で自分の土地に野立ての、要はその発電が、できるか。もしそれ、このことが先ほどの業者の言っている20万とか30万の、個人でもって、その場合には費用を出してくださいって言ってるのか、その辺がちょっと理解できなかつたんですよ。

業者の方、それともう一つ個人でパネルをやる場合は16枚ってそういう説明でした。でも、来られた方24枚って言ってるもんですから、あれ、どこで増えたのかな、それも原則としては16枚だろうけども、冬に合わせたり、そういうようなとこから24枚になったのかわかりませんが、ちょっとそのような話もされたもんですから、ちょっとその辺について今の一つの、個人でいわゆ

るソーラーパネルを載せる感覚で、個人で野立てをお願いしても、それはやってもらえるかどうか。

それからその場合は、野立ての費用は個人で出してくださいよっていうことなのか、その辺はよくわからなかったもんですから、もしわかつたら教えてください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。

業者の方の個々の説明内容については、ちょっと今把握ができませんのでお答えはできませんが、一般的には先ほど太田議員の質問にありましたとおり、敷地内であれば、設置をお願いしていく場合があるかもしれません。車庫の屋根ですとかね、それからカーポートということになります。野立てという感覚でいったときに、実際の自分の住んでいる自宅から一定程度離れてしまうとなかなかいろんな経費がかかりますので、その辺については難しいかなというふうに考えております。

それともう1点、野立ての場合に、先ほど太田議員からもご指摘がありましたとおり条例との関係が出てくる場合がございますので、その辺も考慮して今後進めていくことになるかと思います。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今の話は、これから徐々に動き出したときに、その辺のどこも議会の方にも、こういう実際にはこうやるんだとかっていうような、決め事がわかったらまたそういうこともちょっと教えて欲しいと思います。我々がまた個人に聞かれたときに、いやこの場合はこうだよとか、そういうまた説明をしなきゃいけないもんですから、その辺はお願いしたいと思います。

それから、次の、野立ての設置土地の契約更新は土地の持ち主が変わった場合や10年単位で契約・更新ってことになるんだろうけども、実際にはその10年単位で更新されるのか、その辺の契約のやり方はどういう具合になってるかっていうことをお聞きしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） オフサイトPPAの土地の契約更新のお尋ねかと思います。各地区での調整会議が終了しまして、今後、候補地の調査を行っていき決定をしていくということになっていくかと思います。

購入や借用の選択と同様に候補地の土地所有者の意向をお伺いした上で、借用による契約となる場合は、期間の設定や更新の詳細を決定していくこととなります。

なお野立てにつきましては、土地借用の土地の賃借の場合は、20年以上の賃貸借契約の設定または地上権の設定契約をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） それとちょっとお金の話で申し訳ないですが、土地の賃借を、今先ほど20年以上とした場合、または地上権の設定契約をした場合には、どの程度の金額かわかりませ

んけども、それは土地の大きさとか、その金額もどの程度、どういう基準でそういう借地を借りる場合は、どんな基準を使われるのでしょうか。わかつたら教えてほしいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。

先ほどの副村長の答弁にもありましたとおり、購入と同様に、今後詳細についてはいろんな立地条件とか変わってきますし、そういったことも含めて今後検討をし、決めていくこととなります。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次に、野立てをしたその土地があるんですけど、ではその土地の周りの土地について、実際パネル設置した場合にその周りの土地についての了解だと、そういうようなものに了解をしていただけるのか、もうそれは関係ないのか、そういうその辺のことについて書類でもってまたやらなきゃいけないのか、建物の場合よく公共でも隣の家が建ったときに大きな木を立てないでくださいとか、よくそんなようなことをやられるんですけども、これについてはそういうような契約がなされるかどうかについて質問したいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 野立ての設置土地の周辺についてのお尋ねであります、11月に開催をいたしました10区での脱炭素に関する調整会議では、候補地の選定について地区との合意を図っていくための地区の実情に応じたそれぞれの進め方というものを調整して、話し合いをしてまいりました。

その上で候補地の調整は、該当する土地所有者や周りの土地の地権者との協議をあわせて進めしていくことと考えております。なお地目が農地の場合にあっては、手続きにおいて、候補地の周辺につきましても、書面での同意が必要となると理解をしております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問をしたいと思います。

契約を途中で契約を解除しようと、そういう考えたときに、実際20年とかっていうふうに契約しているんですけども、途中の契約解除というのはできるんでしょうか。またそのときには違約金とかそういうものは発生するんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 契約解除についてのお尋ねであります。借用による契約の場合、個人のやむを得ない事情で途中変更や解除などが発生した場合、本人の申し出により契約の解除ができるものとして取り扱う予定としております。

野立ての設置に関しては、土地所有者と調整段階で、長期契約に十分ご理解をしていただいた上で、期間の設定や更新の詳細とともに違約金というのも設定するのかどうかにつきましても、判断をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次は、契約書を交わしたときに、普通は土地の持ち主だとか、いくさかてらす あるいは生坂村もかんんでいるので、実際契約書っていうのは1、2、3部を作つてお互いに持つてはいるのか、その辺についてはどのように考えておられるでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 契約を交わす者の話かと思いますが、PPA事業につきましては、いくさかてらす の事業として実施をしていくものでありますので、地主さん、土地所有者さんと いくさかてらす の2者での契約ということとなります。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） こういう20年という長期にわたつての契約書っていうのは、私どもも今まで東京電力とか、それと水利組合なんかの契約書もそうなんですが、そのうち契約書自体がどっかいっちゃうんだよね。そういうことも十分考えられますので、できれば、その村もそういう保管をする、なんていうかな、そういう行為はしてほしいなというふうに思うんですが、その辺はどういうふうに考えます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問にお答えをいたします。

総務課長お答えしたように今の段階では、いくさかてらすと所有者さんの二者契約を考えております。村が入るということになりますと、どのような影響があるかということもしっかりと考えてやっていかなければいけないと思っておりますので、現段階では2者契約で行つていきたい。また保管場所についても いくさかてらす の方でしっかりと保管できる対応を整えていきたいと思います。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 個人も人が変わつたり、20年、30年ってなつたら、本当に大事な契約書も本当にどっかしまつてはあるだろうけど、どこへしまつたのかわけわかんなくなっちゃつてっていうのは十分考えられますので、そのときに役場へ来れば何とかね、ちょっと見せてよとか、そういうようなことができるかということで、今ちょっと質問したんですけども、なかなか人間は何か忘れる部分は動物だとかっていうように聞くんで、本当にその長い20年、30年もうちよつとたつかもね、50年とかつてなつていったときに、本当に元の契約書がどうなつてゐるのか、さっぱりわからないっていうそういうことも考えられます。その辺も、長い目で見たときに、これから、いろいろ問題も出てくるんですけども、いろいろ想定しながらぜひうまくやって欲しいなっていうふうに望んでおります。

次に、干ばつ対策について質問をしたいと思います。今年は4月ごろから9月中旬まででも、35度を超える日も多く、降水量は例年になく少ない雨量となり、日照りが続きました。稻作はそ

れでも各地区にある農業用水の整備によって水不足はなくなりましたけども、JAの指導では5月の下旬に田植えして、9月の下旬以降に稻刈りをするようにとの指導があります。

そしてこのように、今年のような場合は、稻作は夜中でもかけ流しにしておいてくれというようなそういう指導もありました。これが高温障害が起きるということでそういうような指導もありました。

しかし、農業用水の水揚げについては下生野水利組合では8月末で水揚げを終了しております、との放送がありました。

上生坂、草尾・牛沢ラインの水利組合では、今年度は突然、例年では9月の15日とかもしくは9月の20日までに水揚げ終了の放送が流れましたが、今年は突然9月7日で水揚げを終了するとの放送が流れました。振興課にお聞きしたところ、水利組合の代表者からの申し出があって、放送したとの説明でした。決して村でその日時を決めているのではないよっていうようなお答えがありました。

実際私も、晩稻のもち米を作っております。急に今回のように、急に水を止められてしまったので、稻もまだ水を入れなければいけない状況だったんですが、もうこれで水がなくなってしまった。

それで他の地区では農業用水の水は野菜にはどのように使ってるかわかりませんけども、上生坂地区の多くの皆さんは農業用水を野菜にも使用しております。秋野菜は8月下旬から9月初めに種まきをするなどが一般的です。今年のように日照りが続くときは種をまいても芽が出ないためどうしても水やりが必要になります。農業用水があればその水を利用できますけども、無い場合は水道水や井戸水を利用します。井戸水は個々にあるわけではありませんし、水道水を使えばかなり高額な費用の出費となります。あるところでは水道水を多く使ったことから検針に来られた方から、漏水ではないかと心配されたというお話を聞きました。

また、おじ様クラブなどでは野沢菜を2反歩ほど作付けておりますが、井戸水や水道水ではちょっと間に合わない間に合わないということから、今回は水を止められたことから川から直接水を汲み上げることを考えましたけども、なかなか川から水を汲むにはですね、車がそこまで行けなきゃいけないとか、それから汲み上げる場所、それから今度はポンプなどの汲み上げる、タンクに汲み上げる、そういうような設備も必要です。

これらの条件から、どうしても農業用水を利用するようになります。今道の駅の野菜の出荷などを考えると村の中では畑に使う農業用水のある施設はほとんどない状況だと思います。このような環境が、来年についても起こりうる可能性があります。村として干ばつに対する対策を今後は考えていかなければならないと思います。

そこで質問なんんですけども、小立野地区や下生野地区、下生坂地区では用水は早めに止められてしまいますが、これもポンプを回す電気料金が高いためありますけども、当村としてせめて9月の20日ぐらいまでの延長分について電気料金の補助はできないでしょうか、について質問したいと思います。上生坂・草尾・牛沢の水利組合では、東京電力の過去の契約の経緯から電気料金の増額はありません。また下生坂の水利組合でも、何か下から中段までは無償ということになって揚げているようですけれども、そこで、そういう上生坂以外のそういう小立野だと、下生野とかそういう、水利組合に対して、できればその補助をしてもらえないかということなんですけども、その場合は一般の方もその農業用水の水を使うっていうことを条件に、これは何を言いたいかっていうと、実際に各地区の農業用水も国とか県、あるいは村からの補助もしてそういう農業用水が成り立ってるわけなんですよね。そういう税金を使っているというところを考えれば、確かに水利組合は組合員が管理はされているんですけども、畑で使うような水の量なんてします。そこでその辺は、大目で見てやってそれでそういう水を使えるようにしてあげたいと思うんですが、それについて質問したいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 7番 平田議員のご質問にお答えをいたします。

水利組合への電気料の補助などについてというご質問でございます。平田議員ご指摘のとおり、今年は少雨で暑い日が続き、最高気温が35度を超える猛暑日も多く、村内の水稻も当初は生育が心配されましたが、作柄は概ね平年並みとお聞きしております。例年より生育が進んだため、早い収穫期を迎えたことから、農業用水を管理します各水利組合では水揚げを例年より早く終了され、そのために一部で、秋野菜の定植などに支障があったとお聞きをしているところでございます。

ご承知のとおり、農業用水の水揚げ時期等の管理につきましては、その地域を管轄します地元の水利組合で行っておりますので、今後水利組合長会議などで改めて管轄する地域内の農業者の意向を踏まえた取水時期の検討をいただくようお願いしたいと考えております。

また、平田議員ご質問の、ポンプ施設への電気料金の補助についてですが、昨年度から電気料金が値上がりをしまして各水利組合ともその対応に大変苦慮されているところだと思われます。今年、一部の水利組合にお聞きをしましたところ、ポンプの稼働時間を工夫するなどして個々に節約の努力をされているところが多くございました。電気料金の補助に当たっては、毎年水利組合に交付しております産地づくり推進事業補助金との整理も含めて、水利組合の状況等をお聞きする中で、市場の動向等にも留意をしながら検討してまいりたいと考えます。答弁は以上とします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 何年か前、草尾の上の平ですか、ブドウの水やり、水を必要とした場合に、いつもだったら確か15日のところをブドウの方で水がもうちょっと欲しいということで、延ばした経緯があります。団体でそういう場合には何とか許可されるっていうか、仕方ないっていう、そういう面もあると思うんですけども、実際に生坂村だと個人が水を欲しい場合は何の施設もないし、補助制度もない。そこで水利組合の人たちが自分たちの水だから駄目だって、そういうような話もよく聞くんですけども、その辺のところは先程言ったようにね、大目に見てもらいたいなというように思います。また水揚げの日程も少し1週間とか2週間延ばしてほしいなというふうに私は思います。

次の質問なんですけども、小型ポンプの購入に対しての、これ小型ポンプっていうのもポリタンクに使ったりするそういう小型ポンプです。そういう購入に対しての補助金、または村で購入して個人に貸してあげるなどそういう制度の創設はできますかということで質問したいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

小型ポンプの購入補助および貸し出し制度の導入についてのご質問でございます。小型ポンプの補助制度の創設および村での購入につきましては、その必要性や農業者の意向などをお聞きするとともに、多面的機能支払事業や中山間直接支払事業におきましても事業対象となり得ますので、それらの事業との整理もあわせ、今後検討してまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問なんですけども、小型の50㍑とか100㍑のポリタンクがあるんですけども、それも、最近は持つ人もいるし、結構値段も2万とか3万するもんですから、それらの購入について村で購入して個人に貸してあげるとかそれについてはまた個人で買う場合の補助金とかそういうものの創設はできますかってことについて質問したいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えをいたします。ポリタンク等の購入、また貸し出し制度の導入についてということでございます。今後各水利組合の水揚げ機関の状況や農業者の意向の有無などをお聞きするとともに、先ほどもお話しました多面的機能支払事業や中山間直接支払事業におきましても事業対象となり得ますので、検討したいと考えておりますが、現在、村で進めております流域治水に基づきました雨水貯留タンクの設置補助というものがございます。これらも事業も進める中で、その必要性、有効性等もあわせて一緒に検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今の件はよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問なんですけども、野菜用ビニールハウスについては、補助制度がありますけども、灌漑用水の施設に対する補助制度はできないでしょうか。ということについて質問したいと思います。当村のブドウ栽培については村を挙げて灌漑用水の施設も作られておりますけども野菜などに対してはそのような設備は作られておりません。朝日村とか山形村などはもう面積も規模も全く違いますけども、その面、灌漑用水の設備は整っております。そういう意味で個人に対しての補助あるいは団体に対しての補助はできるでしょうか。ということについて質問したいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。灌漑用水施設の整備への補助制度の創設についてございます。平田議員ご指摘のとおり、村ではこれまで、ブドウ団地造成の際に灌漑施設の整備も併せて行ってまいりました。またブドウ団地以外でも、最近では現在事業村内で進めております県営中山間総合整備事業を活用しまして、村内各所においても、水路の改修やパイプライン化、揚水機場の更新整備等実施の他、村単事業でも水路の改修を行うなど灌漑施設の整備は隨時行っているところでございます。

平田議員ご質問の、灌漑用水の施設に対する補助制度の創設についてでございますが、水利および施設の管理につきましては、各水利組合となりますので、用水の利用や水路整備等を希望される場合には水利組合との協議が必要になります。

また、水路等の整備に関しましても、その規模や必要性、費用対効果等を含めまして、個人・団体ともに様々な状況が考えられますので、加えて多面的機能支払事業ですとか、中山間直接支払事業を実施している地域では、水路整備等も補助の対象となりえます。補助制度の創設には、これらの十分な検討、協議が必要であると考えます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今、多面的機能だとか、中山間整備事業とかそういうのも、直接支払いですか、そういう事業も実際にあるわけですけども、一番弱いっていうのは、個人でどうしても本当に道の駅は年がら年中野菜をいつも切らさないように出すってのは、もうそういうことを目指してやらなきゃいけないと思うんですけども、無いときには全く無いっていうような状態状況です。

夏、今年のような、こういう夏の場合には本当に水やりが必要なんですけども、水利組合があつたりする場合は、そこから汲んだりしますけども、個人でそういう水利組合も入っていない人は、なかなか水ももらいづらいっていうこともありますので、できればその辺のところも先程の振興課長の説明の中でも、そういうことも水利組合の中で一緒にそういう説明をしていただいたり、もうちょっとと言えばお互いそういういろいろ大きな施設については、いわゆる国とか県とかそういう補助事業を使ったりしているもんとそういうような税金を使ってるもんですから、説明してあげて、そんなに目鯛を立てなんで、一般の人もそういう水を汲む程度くらいなものは、十分にやって、それでいいものを道の駅出すとか、もうちょっと大きな心でそういうものをやってほしいなと私は望みます。時間も無くなりましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） 換気のため休憩をとりたいと思います。

再開は14時5分とします。

---

休憩 午後1時54分

再開 午後2時5分

---

○議長（太田譲君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、2番 山本議員。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 2番 山本吉人、通告どおりに一般質問させていただきます。

私の質問は、次のとおりです。若者予算など、若者たちの支援についてお尋ねします。現在、日本は少子高齢化が進んでおり、生坂村も同じく少子高齢化が顕著になっています。今の若者は元気がない。今の若者は結婚しない。そんな声も聞こえてきます。それは、若者たちのせいではないと私は考えています。心の余裕がない。時間の余裕がない。お金に余裕がないなどと、若者が元気に動けない状況にあるのではないかと考えています。生坂村のこれからの中にあって頑張ってもらうためにも、また若者たちのそれぞれの夢がかなうためにも、村の支援が必要と考えています。その一つとして、若者予算などの支援ができないでしょうか。質問いたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 2番 山本議員への議員のご質問にお答えをいたします。

若者予算など若者たちへの支援についてのお尋ねでございます。人口減少、特に若年層の転出や社会情勢の変化により、生坂村では以前行われていた様々な活動がなくなってきたという事実がございます。以前は体育協会が行っていた野球大会をはじめとする各種スポーツ大会、東筑摩郡の体育大会への参加あるいは若い皆さんのが中心となり、生坂村内で実施したコンサートなどもあり、そうした場合は、村内の若い皆さんのが交流し、意見を出し合う場となっていたと思います。

また働く場所が村内にあることや休日や余暇の過ごし方も多様となり、交流の場であったりそういうした機会が減少してきているということも、村内での若い方の活動に影響していると考えます。

これまで村では若者、それから子育て世代の定住策、あるいは子育て支援策として、結婚マッチングシステム登録料や結婚生活支援金・結婚祝い金・出産祝い金など直接支援するもの、あるいは保・小・中の給食費の無償化なども実施をしてきたところでございます。

また、昨年度は いくさか未来スクール を全4回で開催したところ、村内の方、延べ47名の参加がありました。この事業は、村の魅力を発信するということをワークショップ形式で実践し、地域のリーダーの育成も目的として行ったもので、若い方の参加もあり、参加者の中には、地域の文化の伝承のために活動を始めた方や、村の事業にも参画をしてきている、そうした方がいるということを承知しております。

こうした事例もあることから、村に関心を持っていただき、交流が行われ、村を元気にするリーダーの育成に繋がるいくさか未来スクールのような事業を実施していくことは今後も必要と考えますし、村の活性化に向けた機運が高まり、若い皆さんから何らかの提案やご相談があれば、こうした事業について支援をしていくよう検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ご回答ありがとうございました。

先ほど言われた いくさか未来スクール、これ私も興味あります中身ざっくりですけども、「丸山牧場アドベンチャー」「地元産の木・竹の利用」などいろいろ面白いものがいっぱいあるなど期待しております。非常にいいなと思ってます。これに付け加えて、これから村の方で、若者に対してのセミナー、スクールそのような活動とはあるのでしょうか。教えてください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

昨年行った いくさか未来スクール のような若者を育成するような事業、またそこから何かの提案が生まれてくるような事業をこうしたものがあるかということでございますが、以前、いくさか大好き塾 というようなそういった事業も実施をいたしました。その中から実際に事業化された草尾で行っている 干し柿 なんかはそのセミナーといいますかスクールの中から実際に生まれたものであります。こうしたことでも踏まえまして、昨年行った いくさか未来スクール のようなものも引き続き行つければ、こうした村の活性化ですとか、村のPRに繋がるようなものが

出てくる可能性がございますので、また検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ありがとうございました。

私は今回、若者予算という題名でご質問させてもらいましたのは、皆さんもご存知のとおり全国とも少子高齢化、非常に次の若者担い手が減っているという状況で、生坂村も同じ状況であるということで、皆さん知ってると思いますが、国の方もいよいよ、子供さん3人以上育てられるという人には、大学授業料無償ということで全面的に少子化をストップさせ、子供さんを増やし、明るい未来をつくっていける人材を増やそうという国策が出たばかりですが、この村に対しても私はそのぜひ若い人たちが、結婚もしくは移住または戻ってきてもらったりして、生坂村を再生、また元気よくしてもらいたい、そんな意味で、若者予算というものはあるんじゃないかと考えています。

たまたま中学校で、この間地方自治という授業に参加させていただきました。その中でも中学生のみんな考えてないかな、いや、生坂村のことを本当によく考えてる、未来のことを考えて正しい認識と意見を持ってました。その中でも、やはりこれから的人口が減ってく、おじいちゃんおばあちゃんどうしていこう、私どうしていこう、本当に考えてました。

その中で私達議会、また行政の皆さんも考えてもらいたいのは、やはりここで住みたい、戻ってきたい。例えば出でていっても定期的に帰ってきて、帰りたい、そんな村にしていきたい、そういうことが今一番の課題であり、これから太陽光パネル全てに対しての責務かと私は思っております。

年配の方からこういう意見もありました。若者と話がしたい。一体今の若者は何を考えてるか。お互いの誤解があるんじゃないかと、僕たちも若者に協力したい、そういう年配の方もいます。また、若者の定義は、もう村内にいる方、移住者の方、それは全く何も関係ない、本当に若者、これから担ってくれる、この村に住んで頑張ってくれる人たちを私は支援していきたいなと考えております。

その中で村長に質問させていただきたいと思いますけども、これから村がどういう姿勢で、これからのこの人口減少、少子高齢化に対応していくのかという具体的な例ではなくても、村の指針というものを教えていただきたいなと思います。以上です。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○総務課長（藤澤泰彦君） 急に山本議員から質問をいただきまして、どんな姿勢かということでございますが、今まで子育て支援は力を入れてまいりましたし、若者がどのように生坂村に戻ってきていただくかって、これは本当に重要な課題でございますが、いろいろ総務課長が答えたように、若者に対しては力を注いできたと思いませんけれど、なかなかこれが難しいんですね、うちなんかはおかげさんで11月21日に3番目の孫が生まれまして、7人家族になりました。そんなような人たちが増えてくれると生坂の人口はそんなには減らないんじゃないかと。

しかし現状はなかなか難しい、働くところがないとか、そういうお話もあるが、ここから通つてる若者もいます。そういうことで松本、安曇野市の方行ってる方もいますし、まずは国も教育を考えなきゃいけないと思います。昔はそうですね長男が家を継ぐような、そんなような時代もありました。私もそういうことで言われて育ってきた記憶があります。どうにかうちへ帰ってきて仕事をしたいと。でも今は核家族化が進んでいて、なかなか生坂でも7人、8人家族が少なくなりました。そういうところで、それが時代の流れだと言ってしまえばおしまいになります。

地方がこうやって少子高齢化、人口減少になっていることは、どうしてもこれ、打破していかないと、日本の時代はないと思います。そういうことを考えて、村としてはどんな姿勢で、今までやってきたことをどうにか充実させながら、若い人にもなるべく生坂村に戻ってきていただくなうな施策をしっかりと議会の皆さんと協議をしながら進めていきたいと思います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） どうもありがとうございました。ちょっともう何点か質問があるんですけども、若者に聞いた中では、先ほど言いました心が余裕がない、その中の理由としては時間が取れない、自分の時間が取れないという悩みの人が、かなり多いです。それにそうしていた社会人になってからの社会生活というものがなかなか上手くできないというところで、これは若者については一般の会社、自営業、または、こちらの行政での職員、皆さん若者に対してはみんな同じだと思います。

そこで私のこれ無理な提案ですけども、まず、ここの村の企業さん、または、行政の方で若者に対して、時間を与えてって言い方変ですね、時間の取り方を上手な働き方、出会いがあり、若者だったら恋愛もしたい、遊びたい、そういう時間というものが、どうもこの全国的にも非常に少なくなり、自分の時間がなくて恋愛もできません。趣味もできません。それで話を聞いてみるとやはり多忙な労働時間、または職務で、また村で言えば行事が多い。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） はい。

○議長（太田譲君） これは若者たち支援の質問でよろしいですか。

○2番（山本吉人君） 支援の質問で言ってます。

○議長（太田譲君） はい。

○2番（山本吉人君） すいません。

要は行政の方で手本を示してもらって、若者たちのこんな働き方があるよというようなものを提示してもらえばいいのかなっていうのが第一点です。

あとは各村の中で今、雲根地区で 創造の森 という事業がありますけども、村の中で、私これは私の一存ですけども、創造の森 というネーミングから生坂村を 創造の村、生坂村に帰ってきたい、生坂に住んでる人がこれから作っていける村、新しい村、いろんなことができる村、そんなスローガンや目標を持つこともいいんじゃないかなと私は思っております。

ひとまず、ちょっとこれで意見としてちょっと述べさせてもらいましたけども、そういうのからいろいろな意見を村の方に投げかけてもよろしいでしょうか、という最後の質問にさせてもらいたいんですけども、いかがでしょうか。すいません。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○総務課長（藤澤泰彦君） また通告にないような質問でございますが、そうですね、また山本議員は村委会議員でございますので、いろいろとそういうご提言もいただきながら、村の将来についてしっかりと協議ができればと思います。以上、答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） どうもありがとうございました。すいません。くどくちょっと自分の思想まで言っちゃったので申し訳ありませんでした。

では次の質問をさせていただきたいと思います。続きまして、狩猟ハンター育成についての質問をお願いいたします。本年度、北海道、東北など、クマの人的被害が異常に高くなっています。生坂村でも数頭の熊が駆除されています。現在の生坂村獵友会20数名いますが、猟銃を使える方は数名しかいません。加えて、高齢の方が多い状況です。クマはもちろん、大型のシカ、イノシシの対応には猟銃がなくてはなりません。これからさらにクマなどによる被害が多くなると考えています。狩猟ハンター育成などの今後の害獣対策をどうしていくか教えていただきたいと思います

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○振興課長（中山茂也君） 2番 山本議員のご質問にお答えをいたします。

狩猟ハンター育成についてのご質問でございます。山本議員ご指摘のとおり、今年は全国でクマの出没や被害などが多く報道されております。当村におきましても、クマの目撃情報は例年とほぼ変わらないものの、シカ、イノシシ用の括りワナに初めてクマがかかる事案が2件発生をいたしました。シカやイノシシなどの捕獲頭数も、現時点で合計253頭と昨年の1.42倍75頭増加している状況でございます。

山本議員ご指摘のとおりこうした有害鳥獣対策には村の獵友会による対応が必要不可欠でございます。捕獲のためのワナや檻の設置、また、捕獲した際には止め刺しを行っていただくなど、日頃より活動していただいておりますが、獵友会員数は、令和2年度より狩猟免許取得や更新に関わる経費の一部を助成する制度を始めてから前年比で伸びてはいたものの、今年度は山本議員にもご加入をいただき、2名の新規入会者がございましたが、退会者がそれを上回りまして、今年度は23名と前年を5名下回る状況です。銃の免許保持者も9名から、現在7名と2名減少しております。

先に述べましたが、獵友会の役割は、極めて重要でありますので、村としましても、獵友会の維持および会員確保に向けて獵友会に入会していただく方の狩猟免許取得、また更新手数料の補助や有害鳥獣の捕獲奨励金の増額、括りワナ等の物品の支給をこれまで毎年行っているところでございます。

今後ますます有害鳥獣の被害の増加が見込まれる中、獵友会と連携を密にして、必要な施策について有害鳥獣駆除対策協議会等で検討しながら支援をしてまいりたいと考えております。答弁は以上になります。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ご回答ありがとうございました。

私も本年度から獵友会に入りまして、まだ何も捕れてはいませんが、皆さんと会ってお話ししたことろ、やはりどうしても大型のイノシシ、シカ、クマは猟銃がないとなかなか最後は怖いというところで、私に早く銃の所持をお願いしたいなと言われましたが、やはり、銃の所持というの非常にハーダルの高いことだということを実感しております。

この間ニュースの方でも新聞の方でも見ましたが、北海道では、銃の所持に対する補助金等が出ております。非常に銃を取るということは、持つということはお金もかかるし、非常に精神的にも大変だというところで、まずお聞きしたいのは、これから先考えての銃所持の補助金等が可能かどうか。よろしくお願ひいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○振興課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどもご説明をいたしましたとおり、猟友会当村にとって必要不可欠な団体でございます。今後、そういう鳥獣害の被害を多く見込まれますことから、銃の所持される方々が増えていただくことというのは、村としても大変必要だなというふうにも考えております。

そうしたお声がけもございますので、また今後有害鳥獣駆除対策協議会等でも協議をしたり、猟友会の方とも話をさせていただいて検討してまいりたいと思います。答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ありがとうございました。他に猟友会の方での一番の問題でもあるシカの狩猟した後の個体の処理ということが非常に問題になっておりまして、もしできるならば、簡易でもいいので、解体場が欲しいということもよく聞きます。

これから狩猟される、したいという方もちょっとお話ししたんですけども、捕った後が困ると。シカを捕った、その後、土に埋めれば、とかいうこともありますが、やはり今、再生エネルギーという言葉もあるように、ジビエとして、商売的に使うなら非常に厳しいルールあるかと思いますが、個人で消費する場合では、そちらの方も可能かと思う中、もう簡易的でもいいですから、その人たちのために解体所、そんなものを設置してくれたら、狩猟の免許取ってみようかなって思うかなと思います。そういう解体場作るとかはどうなんでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○振興課長（中山茂也君） お答えをいたします。

猟友会の方々、それぞれ狩猟されます際に、解体が非常に負担になっているということは以前からもお聞きをしております。以前の一般質問の中でも、そういうお話しございまして茅野市のジビエカーというようなお話もあったこともございます。そのお話いただいたときには後に業者さんの方ですとか、県の方もみえてどんなスケジュールで作業がされたりするのかっていう打ち合わせもさせていただいたこともあります。もちろんその席には猟友会の会長さんもいらっしゃいました。そういうことから、いろんな方法を検討しておりますが現在は、特にそのときはちょっと導入が難しいという話がございました。

ただ、確かにこの解体、負担にならてるっていうのは私も承知しております。簡易的な解体所というものがどんな程度のものなのかということも、ちょっと私わかりかねますけれども、またこちらの方も猟友会ですか、対策協議会、県の指導員の方もいらっしゃいますので、ちょっとご相談をしながら検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ありがとうございました。解体所の方には私の方も勉強させてもらつて、何かできるものがあれば提案させていただきたいなと思います。

あと残り、私の方の提案ということでお願いしたいんですけども、今年、長野県でどうもクマですねクマ捕獲数が300頭以上超えてる、その中で全国的に珍しいのは、普通は捕獲と言われても、大概は駆除ということで、ほとんどのクマは死んでしまうというか、殺処分なってしまうん

ですけども、長野県は50数頭は、そのまま殺傷せずに自然に返すということをされているようです。なぜかと聞きましたら、皆さんご存知かもしれませんけれども、軽井沢の方のNPOで ピッキオ という団体ありまして、そこではペアドック、クマを、クマを追い払う犬ですね、この活動をして10年来、クマを殺傷して、駆除することはないそうです。そして一番今問題なってるのは、人間と動物の棲み分けができるない、ということですぐには無理かと思うんですが、こういうペアドッグそういうものも、考えていくべきかと私は思います。ただ殺傷するだけではなく自然に返して共存もできる、この道もあるかなと思います。

あと先ほど一番問題なのは狩猟ハンターの数を増やしたいということであれば、狩猟のスクール、セミナー、よく今、狩りガールなんてよく言いますけども、女性の方でちょっと狩りこんなふうでいいですよとか、外部の方でちょっとセンスよくやってもらうのも一つの手かなと思っております。

あとはジビエ料理の参考例とか、こういうのはもうやまなみ荘とかで少し試験的に出してみてはどうかなと思います。そうするとジビエ料理に興味を持ってちょっとハンターしてみようかなっていうふうな方もおられるかと思いますので、提案ですけどもよろしくお願ひいたします。以上で私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○議長（太田譲君） 次に、1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。通告に基づき、一般質問を行います。

村の皆さんと話をしていると、年金が少なく、生活が大変だとか、介護が必要な家族をみてもらえるショートステイのようなところがあるといい、もっと福祉に力を入れてほしい、などの声を聞きます。考えなければならないこと、解決すべき課題は多くあると思います。行政側に質問したいことはたくさんありますが、6月、9月に続き、今回も脱炭素先行地域づくり事業について質問をいたします。

莫大な税金を使うことが計画されている事業であり、この事業を推し進めるには、村としてかなりのエネルギーを注ぎ込む必要があると考えるからです。村政アンケートには、実務として事業を担う職員への負担が重くなり、他の一般行政サービスの質が低下するのではないか、と懸念する意見がありました。

また、この事業は25年以上先を見据えて取り組むべきことであり、今決定されることは、将来世代にも影響します。25年先を見据えた事業であるのに、終わりゆく技術であるシリコンパネルに今から投資して、大丈夫なのか、電磁波などからの健康被害はないのか、村にいろいろなものを持ち込んで、様々なものを建てることが本当に環境にいいのか、村民のためになるのかなど、皆さんからいろいろな声を聞きます。補助金で建設したいいろいろなものを維持管理していくのか将来世代への負の遺産になることが絶対にないのか、既に設立された株式会社 いくさかてらす の経営が、本当にうまくいくのかなど心配です。

村政アンケートの中に、そもそも今回の事業は村民一体となって行うと言っているのなら、情報の透明化や、村民の意見を取り入れる努力をもう少ししてほしい、というご意見がありました。まだ事業について疑問や不安がある方はたくさんいらっしゃり、情報や説明が足りないと感じている方が多いのかとも思います。

質問に入ります。一つ目の質問。株式会社 いくさかてらす についてです。最初の方の質問は議長を通して、行政側に質問していました。皆さんお忙しかったと思うので、この一般質問、通告期限までにご回答がいただけませんでしたので、一般質問に入れました。

1つ目、株式会社 いくさてらす の定款はどこで見られるでしょうか。

2つ目、取締役に副村長が入り、平林建設の社長から専務に変わることが9月の取締役会で認められたと、村長のブログにありました。最新の取締役の確認は、どこでできますでしょうか。

3つ目、12月1日時点で取締役、監査役以外の会社構成員の方は、いらっしゃいますか。すいません。これちょっと太田議長の質問ともかぶるんですけれども。

4つ目、9月6日の村長ブログに「生坂村内PPA方式による太陽光発電設備および蓄電池設備導入に向けた調査、設計計画作成、ステークホルダー説明および電力小売事業開始に向けた準備等、委託業に係る指名入札の実施についてで、中信地区で実績のある業者を5社指名して、指名競争入札を行うと説明があり、お認めいただきました。」と書いてありました。この入札はいつ行われますか。受託した会社が、いくさてらす を運営する形を作っていくのでしょうか。またその費用は、脱炭素先行づくり事業「地域エネルギー会社」実施分から出されるのでしょうか。副村長、よろしくお願いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、1番 島議員の株式会社 いくさてらす 関係についてお答えをいたします。

まず1番目の質問です。定款はどこで見られるか、についてですが、定款については現在、私が保管しておりますので、私のところへ来ていただければ定款を確認することができます。

続いて2つ目の質問であります。最新の取締役の確認についてですが、松本法務局で登記事項証明書を取得することで、取締役の氏名について登記された項目を確認することができます。

続いて3つ目の質問です。取締役、監査役以外の会社構成についてでございます。現時点では、社員は採用しておりませんが、今年度を目処に取締役会で協議し、体制を整備するように、現在進めております。

最後に4つ目の質問です。いくさてらす の運営についてです。PPA事業は環境省の脱炭素先行地域交付金事業で、事業として株式会社 いくさてらす が実施していく事業であります。入札は、8月の21日に行われ、平林建設株式会社が受注業者として決定し、現在事業を進めているところでございます。いくさてらす の運営構築はこのPPA受注業者が行うのではなく、会社の役員で協議によって、作っていくことになります。また、運営構築やその後の運営にかかる費用は交付金事業によるものではなく、会社自身で資金調達により実施していくもので、現在資金調達の準備を進めているところでございます。4つの質問に対しての答弁は以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

1つ目なんですけれども、せっかくあのゼロカーボン事務局ができたので、定款をゼロカーボン事務局に置いていただけたら、役場に来るよりも、何かヒッタイショの皆さんも気軽にお茶を飲みに来てくださいっておっしゃってくださるんで、役場に来るより見やすいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 質問をいただきました。

定款につきましては、会社法の中で会社で管理するように定められております。またその取り扱いについては今島議員の意見をいただきましたので、取締役会議の中で協議をし、決定をさせていただきたいと思います。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。2番目の登記事項証明書なんですけどもインターネットで申し込んで取り寄せてみたんですけどもインターネットで申し込んだら次の日にすぐ送られてきたんで、早いなと思ったんですけど郵送で1通500円でした。これを見て最初に6月にいただいた定款の案と取り締まり役の方のお名前がお1人違ってる方がいらっしゃったのと、あと最初の いくさてらす の住所が役場になっていて10月の31日に村民会館に移転というふうに載っていて、なるほどなというふうに思いました。あと各地のいろいろな第3セクターというか、いろいろな地域エネルギー会社が日本にいろいろあるんですけども、そこのホームページを見ると取締役の名前とか、あと出資している会社の名前とか出資の株、持ち株の比率なんかがホームページに出てるところが結構あるんですけども、これから、いろいろホームページなんかもできると思うんですけども、これもホームページに載せるのはいかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） いくさてらす のホームページの作成については いくさてらす でも現在検討しておるところでございます。これにつきましても先ほどの答弁にも、太田議長の答弁でも私述べさせていただいたんですけども いくさてらす を皆さんに知っていくことは本当に大事なことだと考えておりますので、ホームページの作成、そのホームページへの取締役と各種株の株式の状況とまた、いくさてらす の事業の紹介等もあわせてホームページで周知を図るように、これも役員会にて、取り締まり役会ですね、2点検討させていただきます。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

あと監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるというふうに、登記事項証明書に書いてあったんですけども、株主の方が直接業務監査ができるように株主の権限を強化するのかなというふうに想像したんですけども、事業の進捗状況の評価と課題解決のためにこの繋ぐ、巡る、守る、サステナブル農山荘モデルの構築を目指してというこの申請書の52ページにある、学識経験者、村内事業者村民の代表等で構成される外部評価委員っていうのがあったらしいのかなというふうに思ったんですけども、ここにも地方公共団体内部の推進体制ということで書いてあるんですけども、外部評価委員会っていうのは設置はされるんでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問にお答えをいたします。外部の評価委員会につきましても申請当時計画をされている事項であります。それにつきましても、今後の経営をしっかりと

とやっていく上にも必要と考えますので、これも先ほどと、私一存では答えられませんので会社の役員会等で協議をさせていただきます。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。3番目の会社の構成員についてなんですかとも、現時点では体制を整備するためにどのような役割の方がそれぞれ何人ずつぐらい必要だつていうように見込まれていますでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えいたします。現在PPA事業について先ほど申し上げたように平林建設さんで現状を調査しております。そして来年度からはPPA事業の太陽光パネルを設置をしていきたいなというふうに考えております。その職員について、来年度の事業費と兼ね合わせながら、現在採用について検討をしているところでございます。

そして、将来を見据えて今後いろんな電気関係の資格を有する職員も必要となりますので、その職員についても現在どのように採用していくか、ということも協議を進めているところでございます。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。それにやっぱり電気主任技術者なんっていうのは必ずおかないといけないというようなことは、ホームページで見たんですけど。いろんなところで。はい、ありがとうございます。次の質問に移ります。

いくさてらすの収支計画についてです。一つ目、9月6日取締役会で、PPA事業の収支計画案について脱炭素先行地域づくり事業申請時の資料をもとに、事業開始から26年目までの収支計画について説明があり、この説明に対して売上についての内容、支出内容について、期末バランスシート、資金の流れについて示してほしいと意見がありました、と村長ブログに書いてありました。

少なくとも議員はこの収支計画を確認しておくべきだと考えます。これは見せていただけるんでしょうか。

2つ目、収支計画上いくさてらすとの契約者数は、民家、民間施設、公共施設で、事業開始時と事業開始26年目でそれぞれ何件ずつと設定されていますか。

3つ目、電力小売価格は、民家と民間・公共施設でそれぞれ1kWhあたりいくらで設定されていますか。

4つ目、事業費と環境省からの補助金の差額は、金融機関から融資を受け、15.4年程度で返済する計画だと、6月の一般質問で答弁いただきました。収支計画上では、毎年いくたずつ返済することになりますか。年ごとに返済額が違う場合は、収支計画上返済する総額をお答えください。

5つ目、8月臨時議会で認められた補正予算の脱炭素先行地域づくり事業費で、いくさてらすが太陽光パネルを設置するための調査・設計費で3800万円がついています。このうち、環境省からの補助金は2533万3千円で、不足する1266万7千円は、いくさてらすが資金調達をすることになっています。融資を受ける金融機関は決まったのでしょうか。以上5点についてお願ひします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいま質問をいただきました いくさてらす の収支計画について5点お答えをさせていただきます。

まず1点目、収支計画の確認についてでございます。9月6日の株式会社 いくさてらす の第2回取締役会で、報告事項としてPPA事業の収支計画（案）が示されました。この収支計画は環境省の提案書段階での資料を示したものですが、各役員より今後の調査設計内容により精査するようにと、ご意見をいただきました。

現在、株式会社 いくさてらす ではPPA事業の調査を進めており、その調査結果や会社の体制をもとに、実態に合った収支計画の作成の上、いくさてらす の収支計画として取締役会で合意されたものをお示ししてまいります。

2点目の26年目の契約者数についてでございます。当初はPPA事業の段階的な設置による民家427件、事業所24施設、公共施設43施設としております。

26年目については、現在調査をしている結果に基づき試算をしていくように進めてまいります。

3点目の提案段階における電力小売り価格についてでございます。収支計画については、先ほどの説明のとおり、現状に沿った収支計画を作成しておりますので、提案段階においての電力小売単価は中部電力より3円／kWhほど安い25円／kWhで収支計画を作成しています。こちらは電気使用量が多く、単価が高い家庭も電気使用量が少なく、単価が低い家庭もある中で、計算を簡素化するために、一律で設定しています。よってこの単価はあくまでも提案時の概算収支計画を作成するためのもので、今後、村民の皆様にメリットがある単価設定を株式会社いくさてらすで検討していく予定になっております。

続いて4問目の提案段階における返済計画についてであります。収支計画については、先ほどの説明のとおり、現状に沿った収支計画を作成していますが、提案段階に関しては生坂の主な事業であるPPA事業の収支計画について、設備投資額が29億1800万円、金融機関借入額9億7200万円、投資回収15.4年となっています。ただし、この数字はあくまでも提案時の概算収支計画での金額になっております。

最後に5番目の いくさてらす における融資の調達についてであります。いくさてらすの資金調達については現在、金融機関と協議中であります。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。1番の収支計画なんですけども、この実態に合った収支計画というのはいつ頃提示される予定でしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えいたします。現在、PPA事業の内容を平林建設にて調査・設計を行っております。そして先ほど金融機関とも借り入れの打ち合わせをしております。それが整い次第、収支計画の方は、出てまいりますので早くも年内、できれば、これから計画をしている1月から2月にかけての説明会の中では、ある程度村民の皆様にお示しをしていきたいなどということで進めております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

2つ目なんですかけれども、9月6日の取締役会で示された収支計画には契約者数っていうのは載っていたのでしょうか。26年目の契約者数は数字で記載されていなかったのでしょうか。この契約者数について教えてください。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えをいたします。このときに示された収支計画については、島議員そこに持つておられる環境省に出したときの収支計画を示していただきましたのでそれを見ていただければわかると思います。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

ということは、ここには契約者数っていうのは載っていないので、契約者数っていうのはもう計算されなかつたものと理解しました。

3つ目の質問です。PPA事業について、申請書をこの51ページにある数字っていうのをそのままお答えいただいたと思うんですけれども、これを示して取締役会の中で説明されたということで、6月の一般質問で、村が直接行う事業の設備使用料として、いくさかてらすが村事業の過疎債で補填されない分を払うというふうに、答弁いただきました。私が質問したのは返済の総額なので、51ページのこの数字でいくと、一番下のこのマイクログリッド事業なんかもみんな入ってるこの借入総額11億2200万円の方かなというふうに思います。毎年7100万円ずつ返していく、15.8年で投資回収ができるっていうふうになっているんですけども、これも20年間の売り上げがずっと変わらないという前提での申請書上の計算だというふうに考えています。はい。それで、先ほどすいません、もう答弁いただいたので3番の問い合わせに対してもこの契約者数っていうのはまだ提案段階のものなので、これ入っていないということで、すいません、これも質問に書いちやったんですけどそういうふうに理解しました。

5番目なんですかとも、資金調達のために協議をしている金融機関っていうのは、現在何社くらいあるんでしょうか。またその金融機関っていうのは今年度中に調査設計をして年内には収支計画ができるというようなお答えをいただいたので金融機関もそれくらいに決定されるのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えをいたします。金融機関でございますが現在金融機関の調整をしている金融機関等についてはちょっと今調整中でございますので、ここでの回答は差し控えさせていただきたいと思います。

そして、先ほど島議員質問にあったように今回PPA事業で平林建設の方に委託をしている金額がございます。それが3800万だったと思いますけどもそれについては今年度中に支払いをしなければいけない。それに間に合うように金融機関の方を今現在調整をしております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

この前の9月6日の説明ではここの契約者数というのを考えないで計算されたということで、人口とか、やっぱりその契約者数っていうのも会社の経営に関わってくると思いまして、生坂村ホームページ上にある令和2年度統計資料を見てみたんですけども、昭和60年1985年に2904人いた人口っていうのが10年後の平成7年1995年には2,559人になっていて10年間で300人以上ずつ減っていっているような感じでした。統計で見ると、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、2045年の生坂村の人口っていうのが、1,007人っていうふうに予想されます。今回の事業で人口減少に歯止めをかけていくっていうようなことも計画されてるんですけども、統計推計上もどんどん減っていってしまうのかなというふうには考えています。今度の来年度、発表っていうか村民の皆さんにも示される収支計画っていうのも、人口の減少もある程度その勘案して作られていくものなのかなというふうに考えます。

次の質問に移ります。村民の皆さんのお意見についてです。

7月から8月に行われた脱炭素事業に関する村民説明会の会議録、8月に全戸配布された村政アンケート結果が、インターネット上で公開されています。11月に行われた地区調整会議や開設されたゼロカーボン事務局にも脱炭素事業に関する村民の皆さんからのご意見やご提案が寄せられていると考えます。

皆さんのご意見の中から、12月1日現在で、採択可能と考えられるものはありますでしょうか。ご意見を取り入れ、環境省に申請時の計画が変わるとすると、具体的にどこがどうなるんでしょうか。お答えいただきたいです。

○総務課長（藤澤正治君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正治君） 1番 島議員の村民の意見についてのご質問にお答えをいたします。

夏に行いました各区での脱炭素事業に関する説明会におきまして様々なご意見やご質問をいたしましたその中には、脱炭素という目標に向かっていく上においては、参考になるご意見をたくさんいただきました。それらの多くのご意見の内容に関する採用の可否につきましては現在環境省に提出した各事業の調査段階であり、事業全体での調整が必要なことや、環境省の交付対象要件になりうるか、国との協議により進めていく必要があるため本年度慎重に検討審査をしていく予定しております。

いただいたご意見を含め、今後の検討の中で、脱炭素先行地域交付金対象とならない施策が出てきた中に当村にとって有効と考えられる施策につきましては、他の交付金あるいは補助金なども模索するなど、できるだけ反映できるよう検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。皆さんのお意見の中で今のところ提案に載っているものっていうのは、ないのでしょうか。来年1月か2月に行われる説明会は、調査を終えて決まったことを説明するものだと村民説明会で言わされました。来年度から着工予定の事業もあり、決定てしまえば、それぞれの提案が入る余地はなくなるのではあるのでしょうか。調査や事業の調整の後、意見が取り入れられる余地はあるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○総務課長（藤澤正治君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正治君） 再質問にお答えいたします。

ご意見の中、ご提案の中で具体的なものということではあります、例えばEVスタンド、先ほどの太田議員のご質問にもありましたとおり、EVスタンドにつきましても各地区の説明会の中でも出たお話を記憶しております。そういうことで反映できるものは反映をさせていただくように検討しておりますし、今回の先行地域の方の交付金で採択にならないような内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり他の交付金ですとか補助金、もしかしたら単純になるのかもしれません。そういうものでできるだけ村の脱炭素事業に取り入れるということで、それについては変わりがありませんのでご理解をいただきたいと思います。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

反映できるものは反映していただけるということで、その辺が一般の村民から見ると、こうなんだか何が何か反映されて、それが反映されなくて交付金や補助金ができるようなものっていうのは、どういったものなんだろうかっていうような外から見たときに、何かこれは反映されてます、これは駄目でした、それはどうして、どうしてこうしてなので反映できませんでしたっていうようなことがわかるような仕組みっていうか、何かそういうことっていうのはできますでしょうか。

○総務課長（藤澤正治君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正治君） お答えいたします。ご意見の中には本当に様々なご意見があります、たくさんあります。それらも整理をしなければなりませんし、その上で交付金事業でやつていいけるもの、そうでないものというそういう区別もしていく必要が出てきます。

そうしたことでも含めますと、全てが1月、2月に予定をしております村民説明会で説明ができるものではないということをご理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。先ほど太田議長への答弁でこれから学習会とか説明会なんかも持っていくたいっていうようなお答えをされてたんですけども、今いろいろな会社が入って森林とかEVとか調査をしてるんですけども調査結果をちょっと提案なんですけども、公表して、生坂村にどんな可能性があるのかっていうのを村民の皆さんと共有した上で学習会をして、どうしたらなんかみんなにとっていいようになるかなっていうのを、何か話し合いながら考えていけるような機会が持てたらいいなというふうに思うんですけども、そういうようなことはできますでしょうか。

○総務課長（藤澤正治君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正治君） ありがとうございます。

村民の皆さんにいろんなことを知っていただくということは大変重要なことだと考えておりますが、今ご提案のものがいつの時期かということがちょっとわからなかつたんですが、1月2月の

村民説明会の前に全てそういったことができるかと言えばそれちょっと日程的にも調査を今している段階でありますのでそれをまとめてからということになりますのでそういった勉強会等につきましてはまたご意見として伺ってできるだけそういった内容も含めて結果の公表については努めてまいりたいと思います。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。学習会とか話し合いの場なんかをぜひ設定していただければと思います。

次の質問に移ります。調査結果と、環境省からの補助金についてです。今年度詳細な調査をし、事業を決定するとのことでした。調査の結果、申請した事業ができない、または縮小するということも言えるのでしょうか。その場合、補助金はできない事業については交付されない、または縮小されますか。既に調査等で使ってしまい、その事業ができないとなった場合は補助金を返さなくてもいいのでしょうか。また、いくさてらすは補助金を受ける要件として、電力の小売を開始してから、最低何年営業する必要がありますでしょうか。答えをお願いいたします。

○総務課長（藤澤正治君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正治君） 調査結果と、環境省からの補助金の関係についてのご質問にお答えいたします。現在提案段階の内容が、村の実情に沿った取り組みとして実現可能なものであるか、内容や数量的なことも含め、調査や詳細な計画を進めているところであります。その結果、当初の環境省への提案段階のものが、手法や内容の変更が必要となった場合には、環境省との協議により一定の範囲で変更が認められるものと理解をしております。本事業は昨年行ったカーボンシティ宣言による2050年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指し持続可能な村の脱炭素化を達成するための事業であることを前提としており、交付金を活用しながら村に合った手法でその実現に向か、進めていく事業であるということをご理解いただきたいと考えております。

また、いくさてらすは村のエネルギー会社としてPPA事業を中心に投資回収を行い、その後も住民への新たな地域還元や有効な脱炭素に繋がるエネルギー施策を実施できる形態として、想定していることから、電力の小売り年数の下限設定は考えておらず持続可能な会社運営を目指していくものであり、営業年数が交付金の交付要件にはなってはおりません。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

そもそも村の皆さんための事業であると思うので、調査内容をしっかり公表して、村にあつた手法をなるべくみんなで考えていくようにしていただきたいです。なるべくたくさんの方が納得するよう、説明責任を果たしていただきたいと思います。

電力の小売り年数の下限設定は考えていらっしゃらないとのことですが、例えば、もう本当に不測の事態が起こって、電力小売り事業を5年でやめなきゃいけないとなったとしても、交付金っていうのは返さなくともいいんでしょうか。

○総務課長（藤澤正治君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正治君） 再質問にお答えをいたします。交付金は、会社の運営に対して発生しているものではなく、設備を整備するために、交付金が与えられているものでありますので、仮に いくさてらす が何らかのこと 5 年で事業を行えなくなつた場合には、違う会社に引き継いでもらうですとかそういうことを考えながら、投資した PPA については継続して事業が行えるようにしていくようになるというふうに考えております。ですので、あくまでも交付金というのは、設備に対するものに行われているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。

設備のために交付金が出ていて、その設備を作るっていうのはその脱炭素のためにいろいろな設備を整備すると思うんですけども、やはりそこはやっぱり脱炭素になってないよっていうか二酸化炭素が減ってないよってなつたらそしたらその会社は関係ないですけども、その環境省の脱炭素の狙いに沿ってなつたらっていうかちゃんと二酸化炭素が減らせてなつたら交付金っていうのはそれは関わってくるんですかね、返さなきゃいけないとちゃんと減らせてないじゃないかっていうことになつたら、もしかしたらお金っていうのは返さなきゃいけないんですか。

○総務課長（藤澤正治君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正治君） お答えをいたします。交付金ですが、総額で 60 億という事業、村全体の事業で認められているものであります。これから 5 年間かけてその事業を実施していくことに、ハード事業を実施していくことになりますが、毎年度、事業申請を行います。

この事業を今年度は、例えばパネルを何基設置しますとか、蓄電池何基設置します。そのようなことで毎年申請をしてそれで環境省から交付金をいただくそういうものが国に対する補助申請になりますので、そういうことで行います。

それから、もし環境省からの交付金が得られないという場合には、こちらで提案をした二酸化炭素の排出量の 30% を超えるものが削減できない、となつてしまつた場合にはまた環境省との協議が必要になりますけども、それ以外で多少の事業の変更等につきましては、届け出で済むとか、調整は必要になりますがそういうことで交付金がなくなるということは、前提としてこちらでは考えておりません。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。ちょっと周りの方からも島さんはちょっと悲観的すぎるとか、もっと明るい方を見ないといけないとよく言われるんですけども、大きなお金なもので、もし返せとか言われたら心配だなと思って質問させていただきました。毎年度その事業申請をしてそれがちゃんと許可されれば交付金がちゃんともらえて事業が行え得るということで、はい、理解しました。ありがとうございます。

いろいろこれから収支計画なんかも調査を基に出されると思うんですけども、机上の計算っていうのが合っていても何が起こるかわからない世の中かなというふうに思っています。

太陽光パネルをもうお家に既に設置されている方で、思ったとおりの発電量を得られない上、冬場の積雪があると長期発電ができなくなる。そのリスクを踏まえた上で 1 年間安定した電力を安く供給できるのかというご意見が村政アンケートにありました。蓄電池があれば、停電時に電気

が使えるかもしれないですけれども、この前ちょっと朝停電になったときも前の日はちょっと天気が悪かったかなというふうに、

○議長（太田譲君） 島議員、調査結果と環境省からの補助金について関係する質問ですか。

○1番（島幸恵君） はい。

○議長（太田譲君） 通告に関係のないことは発言しないでください。

○1番（島幸恵君） はい、もう質問っていうかまとめに入ってるんですけども、はい、よろしいですか。はい。天気が悪ければ蓄電もできなくてせっかくあっても使えないのかなというふうに思います。10月14日の新聞に載っていたんですけども、隣の筑北村乱橋の太陽光施設では、樹林帯として残すべきところの木を全部切って野立てのパネルを立てたため、住民が土砂崩落の危険にさらされているところがあります。この太陽光施設には4つぐらいの事業者が関わっており、そのうちの1社は生坂村の事業者というふうに聞いています。

民家の屋根に載せる太陽光パネルの設置数が計画時の400件以上より少なくなりそうです。野立てのパネルを増やすことは、景観上などの理由から反対している人もいます。生坂村は土砂災害警戒区域が多く、日照条件もあまり良くないところが多いのかなというふうに思っています。ここでパネル事業っていうのは果たして現実的なのかなというふうにも思います。使うエネルギーの量を減らす小さな取り組みをしたらいいのではないか。もっと小水力発電が増やせないか、太陽熱温水器でお湯を沸かせばいいのではないか。などいろいろな意見があります。京都大学の今中教授が開発した水と二酸化炭素でできる人工石油が対案になるのではないか。という意見もあります。

情報をしっかりと示していただき、住民の皆さんと対話し、なるべく多くの方が納得し、なるべく自然にやさしい事業になることを願って、私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

山本議員にも申し上げましたが、一般質問は通告に基づいた内容について発言をしてください。一般質問は意見を言う場ではありません。質問をする場です。

考えて発言をよろしくお願ひいたします。

---

### ◎散会の宣告

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は15日金曜日の午前10時から再開し、委員長報告の提出並びに討論・採決等行います。本日はこれにて散会します。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後3時 22分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年12月8日

議長

吉田義也

署名議員

島 豊久

署名議員

吉澤弘迪

# 令和5年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

9日目（12月15日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加日程

議案第75号 生坂村手数料条例の一部を改正する条例案

発議第5号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

議員派遣の件

- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	5 P
・質疑、討論、採決	10 P
・追加議案の質疑・討論・採決	14 P
・議員派遣の件	18 P
・継続審査の申出	18 P
・村長あいさつ	19 P
・閉会の宣言	20 P

# 令和5年第4回 生坂村議会定例会

令和5年12月15日 午前10時 開議

## 議事日程【9日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉会	

# 令和5年第4回 生坂村議会定例会

令和5年12月15日

## 追 加 議 事 日 程

【9日目－追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第75号	生坂村手数料条例の一部を改正する条例案	
2	発議 第5号	私立高校への公費助成に関する意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
3		議員派遣の件	

---

**出席議員（8名）**

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

---

**欠席議員（なし）**

---

**説明のため出席した者**

**地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名**

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 今 溝 康 平 君
----------------	---------------

---

## 開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

---

### ◎再開

○議長(太田譲君) これより、令和5年第4回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してあるとおりです。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 山本議員、3番 藤澤議員を指名します。

---

### ◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2、この7日に各常任委員会に付託した

議案第59号から議案第74号までの事件案1件、条例案9件、補正予算案6件、陳情5・第5号を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任委員長、山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 総務建経常任委員会委員長 山本吉人

令和5年第4回定例議会総務建経常任委員長報告

生坂村議会議長、太田譲殿

それでは、総務建経常任委員会審査報告をいたします。

総務建経常任委員会は、12月7日にて事件案1件、条例案6件、予算案3件について、付託されました議案審査を、12月12日午前10時から第2会議室にて、出席委員、山本、平田、吉澤、太田、行政からは藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と、担当係長、振興課は、中山振興課長と担当係長の出席で開催いたしました。

総務課関係と振興課関係について、細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決したので、会議規則第76条の規定により、ご報告いたします。

#### 議案第59号「松本広域連合規約の変更について」

この議案は、松本広域連合の処理する事務の変更を行うことについて、地方自治法第291条の3 第1項の規定により、規約の変更を行うもので、地方自治法第291条の11の規定により構成市村の議会の議決をお願いするものであります。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

#### 続きまして、議案第61号「生坂村日岐防災公園設置条例案」

この議案は、地方自治法第244条の2 第1項の規定に基づき、生坂村日岐防災公園の設置に関する事項を定める条例でございます。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、指定管理者をどうやって決めるのか、の問い合わせに、まず公募をし、見つからない場合は、村から地区等へ声掛けして探すということでした。

また、防災公園ということなので、訓練等、いろいろなことに活用していってもらいたいとの意見もありました。

#### 議案第62号「生坂村公営企業の設置等に関する条例案」

この議案は、地方公営企業法および地方公営企業法施行令に基づき、生坂村が経営する公営企業の設置等に関する事項を定める条例案です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、公営企業化することで、これまでの公債の負債等の処理をどうしていくのか、今までどおりの一般会計を使うのか、の問い合わせに、公営企業に全て移行する。

決算等の議会承認などはどうなるのか、の問い合わせには、農業公社等と同様に、報告という形で議会の承認をお願いしていきたいとのことでした。

その他、ゼロカーボン事業を始め、複雑多様になってきてている専門の会計監査等もこれから考えていかなければならぬのではないかという意見もありました。

#### 議案第63号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

この議案は、生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案で、車両の造作に伴う変更等のための条例の一部改正のものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、新デザイン・カラーリング等、乗客等の反応は、の問い合わせに、概ね爽やかな感じ、良好との回答でした。他、乗客数とも大きな変化は、現在のところはあまりないということでした。

#### 議案第64号「議会の議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、一般職の給与改定に伴い、議会の議員の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

#### 議案第65号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、一般職の職員の給与改定に伴い、常勤の特別職の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

#### 議案第66号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、令和5年度人事院報告を踏まえた一般職の職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正するものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

### 議案第69号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」

この予算案は、既定の額に、5735万7000円を追加し、総額2億3827万2000円とする補正予算です。主な内容は、人事院勧告に伴う人件費、その他の急に要する経費の補正で、歳入では、地方交付税 1604万4000円、国庫支出金 565万2000円、県支出金 646万5000円、繰越金 1008万100円、諸収入 219万7000円を増額し、歳出では、議会費 101万8千円、総務費 1217万円、民生費 1578万4000円、農林水産業費 2165万9000円、土木費 579万円などを増額する補正予算です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務課関係部門での主な質疑は、CATVケーブルテレビの修繕費が300万円とだいぶかかっているが、の問いに一つで大きな修繕費でかかっているのではなく、地区などで個別な場所での電線の修繕費用が、30万円程度かかるものが多数あり、修繕費が大きくなっているとのことです。

著作権の支払いとあるが、ICNを通して、どのように著作権が関わってくるのか、の問いに、民放、NHKも含む全ての著作権が関わるとの回答でした。

振興課関係部門での主な質疑は、ストーブの煙突のついた定住促進住宅で、入居者が退去したとき、煙突を備品で購入したのはどういう理由か、の問いに、入居者希望の設計建築であったため、初めから煙突がついた状態であったため、取り外すことができないと判断し、購入に至ったということです。

また、除雪については、除雪作業の判断基準である10cmから30cm以上など、見直しはされているのか、などの問いに、定期的に区長さんなどの意見を聞き、反映させているとのことです。

また、除雪時の作業単価は適正にできているのか、の問いに、作業内容により、作業終了後、適正な支払いとしているとの回答をいただきました。

### 議案第71号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定の額に、182万3000円を追加し、総額を1億3179万4000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で、繰入金 87万6000円を減額し、繰越金 61万3000円、諸収入 208万6000円をそれぞれ増額し、歳出では、経営管理費 179万9000円を増額する補正予算です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

### 続きまして、議案第73号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」

この予算は、既定の額に94万4000円を追加し、総額を9494万4000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で、繰入金 59万9000円、繰越金 34万5000円を増額し、歳出では、経営管理費を91万円増額する補正予算です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。以上で、総務建経常任委員会審査報告を終わります。

○議長（太田譲君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員会の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、次に社会文教常任委員長 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、太田譲殿

社会文教常任委員会委員長 島幸恵

社会文教常任委員会は12月7日、本会議において、社会文教常任委員会に付託された条例案3件、予算案4件、陳情1件の案件について、この13日午前10時から第2会議室において、委員議員、島、望月、藤澤、字引の4名が出席し、委員会を開催いたしました。出席者は藤澤村長、牛越副村長、傍聴者に議員4名、説明者には真島住民課長、上條教育長、坂爪教育次長、松沢健康福祉課長、関係係長他3名で詳細に説明を受け、審査を行いました。慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により、ご報告いたします。

#### 議案第60号「生坂村犯罪被害者等支援条例案」について

この議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本村における犯罪被害者等支援に関し基本となる事項を定め、必要となる施策を総合的に推進するための事項を定める条例案です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、犯罪被害者に金銭的な支援をする場合の催促があるのか、という質問に対し、要綱を定める予定で、現在作成中とのことでした。

経済的支援をする場合、不公平にならないように、第三者委員会などに委託し、正確に判断をして付与することが適當ではないか、という意見がありました。それに対しても、要項をしっかりと作ること。医師の診断書や警察の確認書等の添付書類などで確認をしていく。認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターなどに確認する、とのことでした。第三者委員会については検討するとのことでした。

被害者の方がスムーズに支援を受けられる体制づくりをしてほしい、という意見がありました。

相談や支援などは、長期にわたることが予想される、相談支援を各部署で分担した方がいいのでは、という意見に対して、長野犯罪被害者聖地支援センターなど関係機関に相談する。村内においては、保健師などと連携を取る、との説明でした。

この条例案に対するパブリックコメントが、広報などにものらず、ホームページ上だけで募集され、周知が十分でなかったのではという問い合わせに対しては、被害者が出了した場合の事を考え、早急に条例制定をしたいため、という回答でした。

専門家を相談窓口に置けないか、という問い合わせに対して、常にそのような方に居ていただくのは、費用もかかり難いので、犯罪被害者支援センターなどに相談する、とのことでした。

条例案には、第5条「村民等の責務」として、犯罪被害者等支援の必要について理解を深め、施策に協力するよう努めなければならない、と書いてあります。村民への理解の求め方については、広報や犯罪被害者支援に対するチラシを作成して、配布する等で啓発し、周知をしっかりとしていくことをとした。

#### 議案第67号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について

この議案は、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の各部分、関係部分について改正を行う条例案です。出産する国民健康被保険者について、産前産後期間相当分の保険料を免除するためのものです。全員賛成、可とすべきと決定しました。

#### 議案第68号「生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案」について

この議案は、生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案で、社会就労センターの管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部について改正を行う条例案です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、指定管理者として該当するところはあるのかという質問に対して、社会福祉協議会の受託サービス等の事業が減ってきており、職員の雇用が危ぶまれている。就労センターの所長や指導員の応募もなかなかないので、社協が就労センターを運営していくかと調

整をしている、との回答がありました。ただ、この条例案が認められれば公募をすることでした。

#### 議案第69号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」について

この予算案は、既定の額に5735万7000円を追加し、総額を23億8207万2000円とする補正予算です。主な内容は、人事院勧告に伴う人件費、その他、特に急を要する経費の補正で、歳入では、地方交付税 1604万4000円、国庫支出金 565万2000円、県支出金 46万5000円、繰越金 1008万1000円、諸収入 219万7000円を増額し、歳出では、民生費 1578万4000円などを増額する補正予算です。社会文教常任委員会部分について、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、住民課関係では、マイナンバーカードの交付率はどのくらいか、という質問に対して、79%くらいという回答がありました。マイナンバーカードを申請しない人の理由は、という問い合わせに対し、制度自体に反対している、施設に入られているなどの理由があるとのことでした。交付率を上げるため、広報等でお知らせする、月1回、休日申請を受け付ける工夫をしているとのことでした。

教育委員会関係では、中学校の吹奏楽部が、こども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会で、優秀賞を獲得した。何か形に残るお祝いができないか、という問い合わせに対し、保護者の方からは、予備費から出場費を補填したことに対して、既に感謝の言葉をいただいている。近隣の自治体の状況を確認し、考える、との回答でした。

健康福祉課関係では、「はるかぜ」の利用状況について質問がありました。利用者が少なくなり、現在週3日、運営しているが、厳しい状況で運営の仕方を打ち合わせしている、との回答でした。

#### 議案第70号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」について

この予算案は、既定の額に763万9000円を追加し、総額を1億399万1000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で、使用料および手数料 220万円、繰入金 542万4000円を増額し、歳出では、経営管理費 763万9000円を増額する補正予算です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、風呂のシャワー10台の修繕費として、128万7000円は高くないか、という質問に対し、機材を全部変えないとならないこと、最初の見積もりでは、1台当たり30万円だったので、メーカーを変えて、それよりは安くなっているという回答でした。

人材派遣会社への委託料について、委託派遣はいつからか、何人雇用しているか、支払いの内容は、という質問がありました。スタッフ募集に苦慮しており、11月末から1名、12月中旬から1名、人材派遣会社から仲居業務に来てもらう。派遣会社に支払うのは1人当たり時給2000円と交通費との回答でした。契約は2ヶ月ごと、契約解除の場合は1ヶ月前に会社に知らせることでした。

人材派遣会社に派遣料を払うことを考えると、今の時給を少し上げたら、近場から応募があるかもしれません、現在働いている方の給料も上がって、いいのでは、という問い合わせがありました。担当課長だけでは判断できないので、相談して考えていくとのことでした。

#### 議案第72号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について

この予算案は、既定の額に、89万5000円を追加し、総額を2億5039万5000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で国庫支出金 5000円、繰越金 89万円をそれぞれ増額し、歳出では、保険給付費 15万円、基金積立金 74万5000円を増額する補正予算です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

#### 議案第74号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」について

この予算案は、既定の額に2974万7000円を追加し、総額を3億2904万7000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で国庫支出金 43万7000円、繰越金 2937万4000円を増額し、歳出では総

務費 87万6000円、保険給付費 214万円、地域支援事業 540万6000円、基金積立金 500万円、諸支出金 1635万5000円をそれぞれ増額する補正予算です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

陳情5 第5号「私立高等学校に対する公費助成を求める陳情書」について

陳情内容の趣旨に賛同して採択すべきものとし、意見書を提出することに決定いたしました。  
以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君) 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

---

## ◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告のありました議案第59号から議案第74号までの事件案1件、条例案9件、補正予算案6件、陳情5・第5号を一括して、反対討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 議案第60号「生坂村犯罪被害者等支援条例案」について反対の立場で討論を行います。まず、私は犯罪被害者が支援されることに、何ら反対するものではありません。とてもいいことだと思っています。

では、なぜ反対討論をするかというと、一つ目は、住民の皆さんへの周知が不十分だと思うからです。11月24日から30日まで生坂村のホームページに、この条例案の骨子が掲載され、パブリックコメントが募集されていました。11月30日に、信濃毎日新聞にそのことが小さく載っていましたが、広報などでも知らされず、果たしてどれだけの方が、この条例案について知っているかと思います。今のご時世では、私達はいつ犯罪被害に遭うかわかりません。被害者の方が出て場合、速やかに救済したいこと。12月定例会で条例ができなければ、3月に当初予算を計上できないという行政側の説明は理解できます。

しかし、この条例案には、第5条に 村民等の責務 が明記されています。責務として書かれていることは当たり前のこともかもしれません、責務として村民の皆さんの理解と協力を求める条例が、皆さんよく知らないまま、成立することは、ある意味怖いことではないかと感じます。条例ができる前に、犯罪被害に遭う方がもし出た場合も、役場職員の皆さんは、NPO法人長野県犯罪被害者支援センターや、既にある長野県の犯罪被害者支援窓口を案内したり、相談に乗ってくださるのではないかと思います。私は先に、住民の皆さんへの周知を図り、理解を進めることが、先だと考えています。

二つ目に、条例を作る前に、人権やジェンダー包括的性教育などの学習会や理解を進める啓発活動をもっと充実させるべきではないか、と考えるからです。特に、性被害などは被害にあっても、被害者が声を上げることが、そもそも難しい状況がまだあるのではないかと考えます。被害にあっても、自分に落ち度があったのではと自分を責めたり、声を上げられたとしても、周囲からバッシングに遭ったり、たとえ裁判になったとしても、犯罪被害を受けたと法的に確定される

までには長い時間がかかることが考えられ、被害者にとっての精神的負担はとても大きいものではないかと考えます。まずは、被害者にならない、加害者にならない教育・啓発活動、もし被害にあったとしても、声を上げやすい環境づくりに、もっと力を入れるべきだと思います。

社会文教常任委員会の委員長挨拶で、13日の市民タイムスに載っていた太田伊早子弁護士の言葉、「本質的に人権は平和と直結する。人権を保障し、個人の尊厳を尊ぶ国はおのずと戦争をしなくなる。」という言葉を紹介させていただきました。犯罪にも同じことが言えると思います。条例を作るのであれば、村民の皆さんに、まずはしっかり周知をし、啓発活動など、もっと充実させていただきたいです。以上で私の討論を終わります。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番 望月典子です。

まず最初に、私は、この支援条例案の趣旨に賛成の意を表します。

長野県も信州中野の事件以来、支援の動きがより一層高まっております。条例を作るっていうことは、この村にとっても、喫緊の課題だと思っております。まず、条例を作り、支援の体制を整える。それと同時に、村民に対する周知もしっかりとやっていく。先日の社文常任委員会の席上でも、行政から同時に、この周知をする村民にしっかりと知らせていくっていうことは、きちんと説明されておりました。私はそれを信じております。

この条例を作り、村民がしっかりと支援をしていただけるよう、やっていただきたいと思って、賛成の意を表します。以上で終わります。

○議長(太田譲君) その他、討論はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、討論を終わります。

---

## ◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

はじめに、議案第59号「松本広域連合規約の変更について」を採決します。  
議案第59号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第60号「生坂村犯罪被害者支援条例案」を採決します。  
議案第60号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第61号「生坂村日岐防災公園設置条例案」を採決します。議案第61号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第62号「生坂村公営企業の設置等に関する条例案」を採決します。  
議案第62号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第63号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」を採決します。  
議案第63号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第64号「議会の議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。  
議案第64号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第65号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。  
議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第65号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第66号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。  
議案第66号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 暫時休憩とします。

---

休憩 午前 10時44分

再開 午前 10時45分

---

○議長(太田譲君) 再開します。

○議長(太田譲君) 次に、議案第67号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第67号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第68号「生坂村社会就労センター設置条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第68号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第69号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

議案第69号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第70号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第70号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第70号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第71号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第71号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第72号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第72号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第73号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第73号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第74号「令和5年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第74号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第74号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情5・第5号「「私立高等学校に対する公費助成」を求める陳情書」を採決します。

陳情5・第5号、を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって陳情第5号は、委員長の報告のとおり決定しました。

---

## ◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、本日、理事者より追加提案されております。

議案第75号「生坂村手数料条例の一部を改正する条例案」

議員より提出されております

発議第5号「「私立高等学校に対する公費助成」を求める意見書の提出について」の合わせて2議案と、「議員派遣の件」を追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、2議案と「議員派遣の件」を日程に追加します。  
ここで、追加日程を事務局より配付していただきますので、しばらくお待ちください。

○議長(太田譲君) ここで暫時休憩といたします。  
全員協議会を行いますので、第3会議室へお集まりください。

---

休憩 午前 10時51分

再開 午前 11時09分

---

○議長(太田譲君) それでは、再開します。

#### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長

○村長(藤澤泰彦君) それでは、12月定例会最終日の委員長報告、採決等でお疲れのところ申し訳ございませんが、追加議案のご審議をお願い申し上げます。

議案の説明につきましては、条例案1件であります。

議案第75号「生坂村手数料条例の一部を改正する条例案」

この議案は、「生坂村手数料条例の一部を改正する条例案」で、関係法令の改正により条例の一部について改正を行う条例案であります。これは、関係政令がこの12月1日に閣議決定され、施行日が令和6年3月1日とする改正が含まれており、早急にその内容についてご審議いただく必要があるため、議案を追加するものであります。以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎追加日程1・議案第75号

○議長(太田譲君) 追加日程1・議案第75号「生坂村手数料条例の一部を改正する条例案」を議題とします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(真島弘光君) 議長。  
○議長(太田譲君) 住民課長。  
○住民課長(真島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑、討論に入ります。  
追加日程・、議案第75号について、質疑、討論のある方の発言を許します。質疑はございませんか。

○議長(太田譲君) ないようであれば討論に移ります。反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 討論ないようですので賛成討論を省略し、討論を終結します。

---

#### ◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。  
追加日程1、議案第75号「生坂村手数料条例の一部を改正する条例案」を採決します。  
議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎追加日程2・発議第5号

○議長(太田譲君) 追加日程2・発議第5号「「私立高等学校に対する公費助成」を求める意見書の提出について」を議題とします。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。

○1番(島幸恵君) 議長。  
○議長(太田譲君) 島議員。  
○1番(島幸恵君) 発議第5号「「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」地方自治法第99条の規定により、国、県に対し、別紙のとおり意見書を提出する。  
令和5年12月15日提出  
提出者生坂村議会議員 島幸恵

賛成者 生坂村議会議員 望月典子、賛成者 生坂村議会議員 藤澤幸恵、賛成者 生坂村議会議員 字引文威

#### 「私立高校の公費助成に関する意見書」

私学は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育み、学習、文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。

2010年度より、高等学校就学支援金政策が実施され、私学に通う生徒にも、就学支援金が支給されることになりました。しかし、昨今の厳しい経済状況の中で保護者の学費負担は深刻な状況が今も続いており、多くの保護者、生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っております。

多様なカリキュラムを開拓する私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えていきます。その夢を、経済的理由で諦めさせることがあってはなりません。

公教育の一翼を担う私学振興のために、更なるご理解ご支援を賜りたく、下記事項について、実現されるよう要望いたします。

記

- 1、私立高校への就学支援金制度の拡充並びに、経常費補助の増額を行うこと
- 2、私立高校の教育条件改善のために、施設設備費の補助を行うこと
- 3、私立高校の保護者負担を軽減するため、各納金の補助を行うこと

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月15日

国に対し、内閣総理大臣様 総務大臣様 財務大臣様 文部科学大臣様

県に対し、長野県知事様 長野県総務部長様

長野県東筑摩郡生坂村議会議長 太田譲

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑、討論に入ります。

追加日程2、発議第5号について、質疑、討論のある方を許します。

○議長(太田譲君) はじめに質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 次に、討論に移ります。反対討論はありませんか。反対討論はないようですので賛成討論を省略し、討論を終結します。

---

---

## ◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程2・発議第5号「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」を、採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## ◎追加日程3・議員派遣の件

○議長(太田譲君) 次に、追加日程3・「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

「議員派遣の件」については、お手元に配付してあるとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、「議員派遣の件」は、お手元に配布したとおり派遣することに決定しました。

---

## ◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 次に、日程4・「閉会中の継続審査および調査の申し出について」を議題とします。

○議長(太田譲君) お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、

議会運営委員長平田議員、総務建経常任委員長 山本議員、社会文教常任委員長 島議員から申し出がありました「閉会中の継続審査および調査」を許可することに決定しました。

---

## ◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。これで、本日の会議を閉じます。ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和5年第4回生坂村議会12月定例会の閉会に当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

7日から始まり、9日間の日程の12月定例会でございましたが、慎重にご審議を賜り、全ての議案を原案のとおりご採択ください、誠にありがとうございました。

さて、国連の気候変動会議COP28は、13日、2030年までに対策を加速し、化石燃料から脱却することを盛り込んだ合意文書を採択いたしました。つまり、2030年までに公正で秩序ある公平な方法で、化石燃料から脱却すること、2030年までに再生可能エネルギーの設備容量を3倍にすること、エネルギー効率・省エネを2倍にすること、温室効果ガスを2035年に2019年に比べ、60パーセント削減することなどが盛り込まれました。

今定例会でも、当村の脱炭素先行地域づくり事業に関して、3人の議員各位から一般質問をいただきました。その中で村民アンケート結果の捉え方について答弁をしましたが、当村の脱炭素の実現に向けた取り組みについての問い合わせでは必要28%、どちらかといえば必要33パーセントで、合わせて61パーセントという結果から、脱炭素事業への取り組みに関しましては、村民の皆さんに一定のご理解をいただいているものと考えております。

しかし、わからないと答えている方も23パーセントおり、記述いただきました具体的な意見等においても、事業の推進に積極的なご意見がある一方で、十分な理解を得られていないものや不安に感じておられるものもありますので、さらに事業の説明をしていく必要があると考えております。

現在、開会の挨拶で申し上げましたとおり、各事業の調査や設計構築を進めておりますので、引き続き村民の皆さんに、当事業の進捗状況について、毎月の広報等で周知をしてまいります。

また来年1月29日月曜日から、10区に出向いて、脱炭素先行地域づくり事業の2回目の村民説明会を開催したいと考えており、来週の区長会議において調整をさせていただきます。

一昨日、臨時国会が閉会し、専決処分をお願いしました一般会計補正予算第6号による「新型コロナウイルス感染症対策地方創成臨時交付金」を見込みました「第二次生坂村物価高騰対策生活応援商品券」の配布と住民税非課税世帯を対象とする7万円給付に対しての国の重点支援交付金の追加が決まりました。

また一昨日、今年度の特別交付税12月交付分の額が決定になりました。当村は2729万3000円で、前年度対比7.2パーセント、212万2000円の減額となりました。交付分の主な要素は、有害鳥獣駆除、CATV公共利用、文化財、例年際などの選定項目でございました。よって、現時点で1億1176万3000円の留保額となりますので、この状況ですと、財政調整基金の繰入額1億847万3000円と、地域振興基金の繰入額3500百万円を見込みました分は、来年の3月の特別交付税も見込みますと、今年度も余剰分等を基金に戻しても、さらに基金の積み立てと繰り上げ償還をすることができると考えているところでございます。

そして、今月20日に令和6年度の予算編成会議を行いますが、政府は経済財政運営と改革の基本方針2023等を踏まえ、地方の団体がDX、GXの推進、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性を生かした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靭化を初めとす

る安全安心な暮らしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとされております。

そういうなか、当村の来年度の予算編成は脱炭素先行地域づくり事業の各事業の本格的な実施年度となり、生坂村が始まって以来、最高の当初予算額になるなどを考えているところでございます。

また、従来どおり生坂村第6次総合計画を根幹に、生坂「村づくり計画」を実行計画とし、知恵を出し創意工夫をして、引き続き村民の皆さんニーズに応えられる施策の推進を図り、将来の見通しを十分考慮した有効で効果的な予算配分に努めてまいります。来年1月から、それぞれの運営協議会、運営委員会等でも来年度の事業予算についてご審議をいただき、その結果も反映させ、村民の皆さんのご理解とご協力もいただき、それらの目標の実現に向けた取り組みも推進してまいりたいと考えています。

それらに加え、地区担当職員は地区の課題の把握に努め、課題解決や活性化に向けて、地域発元気づくり支援金や絆づくり支援金等によります事業検討も行ってまいります。

来年度の県の地域発元気づくり支援金の事業の申請につきましては、松本地域の説明会が本日午後に松本合庁で開催され、松本地域振興局による2回目の事前相談会は、来年1月に開催されますので、各地区の取り組みを協働により進めていこうという事業がありましたら、申請をお願いしたいと思います。地区担当職員、担当部署もご相談を承りますので、お問い合わせいただきましますようにお願いをいたします。

村が活気にみなぎるために、村民の皆さん、各地区が元気であることが大切であります。そういう点で、村民の皆さんのが地域、村に愛着と誇りを持っていただき、地域の絆を大切にし、支え合い、守り育てていこうという責任感を共有し、村民の皆さんのご理解とご協力のもと、協働による村づくりを進めているところでございます。

議員各位並びに村民の皆さんには今年も残りわずかでございますが、健康にご留意なされ、良い年を迎えられますことをご祈念いたしますとともに、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第4回生坂村議会定例会を閉会とします。

○議長（太田譲君） なお、この後、全員協議会を再開します。

再開は11時35分から、第3会議室で行いますので、お集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10時 55分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 1年 12月 10日

議長 石田隆

署名議員 山本吉人

署名議員 藤澤幸児